

町役場

令和6年度 第1回農会長会次第

日時 令和6年4月19日（金）18：30～
場所 猪名川町立中央公民館視聴覚ホール

1 議事事項

(1) 令和6年度農会長会の役員選出について ······ P 3

2 協議事項

(1) 猪名川町農業環境課関係について

- | | |
|--|-------|
| ① 令和6年度農業環境課職員体制及び農林業関係主要事業の概要について ··· | P 5 |
| ② 令和6年度農会長会関連事務日程について ······ | P 6 |
| ③ 令和6年度経営所得安定対策について ······ | P 7 |
| ④ 令和6年産米の生産目安について ······ | P 2 6 |
| ⑤ 令和6年度営農計画書について ······ | P 3 4 |
| ⑥ 転作現地確認について ······ | P 4 1 |
| ⑦ 令和6年産そば配布種子について ······ | P 4 2 |
| ⑧ 水稲損害防止事業補助金について ······ | P 4 4 |
| ⑨ 営農活性化補助金について ······ | P 4 7 |
| ⑩ 人・農地プラン地域計画について ······ | P 4 9 |
| ⑪ 猪名川町危険木伐採支援事業補助金について ······ | P 5 1 |
| ⑫ 有害鳥獣被害対策について ······ | P 5 2 |

(2) 阪神農業改良普及センター関係 ······ P 5 5

(3) 農業共済関係 ······ 別冊

(4) 兵庫六甲農業協同組合関係 ······ 別冊



令和6年度農会長名簿

(敬称略)

	農会名	氏名	備考
1	原	ベトウ 別当 寿彦	
2	内馬場	ノジ 野路 和浩	
3	民田	クマイ 熊井 芳信	
4	上阿古谷	ハヤシ 林 高広	
5	下阿古谷	イタニ 井谷 守	
6	北田原	ショウジ 小路 光六	
7	南田原	マツハラ 松原 弘和	
8	北野	ヒガシオ 東尾 好文	
9	紫合	ヤマダ 山田 勝美	
10	柏梨田	フクモト 福本 恒二	
11	上野	オカダ 岡田 義人	
12	広根	ミヤヒガシ 宮東 豊一	
13	銀山	コバヤシ 小林 良美	
14	猪渕	フクイ 福井 康広	
15	肝川	ナカマ 仲間 匠彦	
16	差組	ハシズチ 橋本 隆司	
17	万善	オオニシ 大西 茂夫	
18	楢並	ヨシムラ 吉村 篤行	
19	木津上	ハヤシ 林 一幸	
20	木津	マエダ 前田 雅章	
21	木間生	マエニシ 前西 義明	
22	朽原	オカ 岡 勝彦	
23	林田	オオニシ 大西 富二男	
24	笛尾	フクニシ 福西 義昭	
25	清水	タニモト 谷本 泰	
26	清水東	イイ ウエ 井上 幸浩	
27	仁頂寺	クラタ 倉田 清一	
28	島	ドウモト 堂本 朗	
29	鎌倉	ワダ 和田 忠行	
30	杉生	コダマ 小玉 繁和	
31	西畑	アライ 荒井 智司	
32	柏原	モリモト 森本 覚志	

猪名川町農会長会規約

(目的)

第1条 この会は、猪名川町農林業の発展及び農会長相互の連携と研修・親睦を図り、農会長としての資質の向上を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会は、「猪名川町農会長会」と称し、事務局は町役場地域振興部農業環境課内に置く。

(組織)

第3条 この会は、猪名川町の農会長を会員として組織する。

(事業)

第4条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 各集落における農林業についての情報交換。
- (2) 農業知識、技術向上のための研修。
- (3) 農協運営事業への協力。
- (4) その他、この会の目的を達成するための必要な事業。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名・副会長1名。

(役員の職務)

第6条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、会議において議長となり、議事を処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、会員の互選とする。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、補欠によって選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第9条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり3月31日をもって終わる。

(その他)

第10条 この規約で定めない事項は、役員会において決定する。

附則 この規約は、平成元年4月1日より実施する。

附則 この規約は、平成7年8月25日から実施する。

附則 この規約は、平成20年4月21日から実施する。

附則 この規約は、平成23年4月19日から実施する。

附則 この規約は、令和2年4月23日から実施する。

附則 この規約は、令和4年4月21日から実施する。

令和6年度 農會長会役員

会 長

副 会 長

猪名川町地域振興部農業環境課 職員名簿

令和6年4月1日

職名	氏名	備考
部長	大嶋 武	
課長	石戸 利明	
主幹	中野 智宏	有害鳥獣・森林里山
主幹	植村 正人	農政・土地改良
農業委員会 (再任用)	岩谷 智賀子	農業委員会
副主幹	和泉 智子	有害鳥獣・森林里山
副主幹	湯之上 理香	農政
主査	橋岡 美樹	農政
主査	西川 直幸	環境衛生
主事	田形 涼	環境衛生
主事	田中 つばさ	農政

11名

令和6年度 農業環境課所管農林業関係主要事業の概要

一般会計

(単位:千円)

区分	予算額	事業概要
農業委員会費 10,052 (7,126)	10,052	農業委員会事務費
農業総務費 90,244 (89,895)	2,069 88,175	農業総務事務費 人件費
農業振興費 59,012 (60,474)	3,510 6,459 6,566 10,575 11,571 11,213 638 7,578 500 402	農業生産振興対策事業費 農村地域農政総合推進事業費 産地形成振興対策事業費 中山間地域等直接支払事業費 多面的機能支払事業費 有害鳥獣対策推進事業費 環境保全型農業直接支払事業費 新規就農確保事業費 地産地消推進事業費 農地利活用推進事業費
農地費 26,754 (68,613)	26,754	農業用施設改良事業費
林業振興費 10,927 (20,022)	1,662 9,265	森林保全対策事業費 里山再生整備事業費
合 計	196,989 (246,130)	

* ()書きは令和5年度予算

令和6年度 事務日程【農政関係】

月	内 容
4	第1回農会長会（4月19日（金））
5	集落転作推進 水稻生産実施計画書及び営農計画書兼水稻共済細目書提出期限（5月10日（金））
6	水稻生産（転作）現地確認（6月中旬）
7	第2回農会長会（7月5日（金）） 夏季農林産物品評会（7月中旬）
8	
9	
10	秋季農林産物品評会（10月下旬）
11	第3回農会長会（資料配布のみ） 秋季農林産物品評会表彰式（11月3日（祝））
12	
令和 7年 1	第4回農会長会（建物・農機具共済推進大会、1月17日（金））
2	
3	
4	農会長報償金支払（4月下旬）

農業者への支援制度

経営所得安定対策等 (令和6年度)

(1) 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を国から直接交付される。

<1. 戦略作物助成>

対象作物	交付金額
麦、大豆（黒大豆含む）、飼料作物	35,000円／10a※1
WCS用稻	80,000円／10a
加工用米	20,000円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じて、 55,000円～105,000円／10a※2

※1 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※2 飼料用米の一般品種への支援について、令和6年度は標準単価 7.5 万円/10a (5.5～9.5 万円/10a) で支援。今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度においては、標準単価 6.5 万円/10a (5.5～7.5 万円/10a) とする。

<2. 産地交付金（県）>（国段階設定）

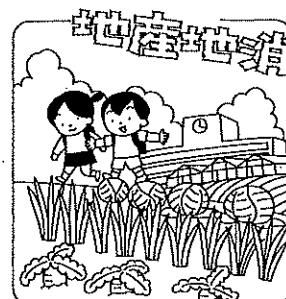
取組内容	交付金額
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	20,000円／10a
新市場開拓用米の複数年契約※3 (3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分)	10,000円／10a

※3 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

<3. 産地交付金（県）>（県段階設定）

「加工用米」、「飼料用米」、「新市場開拓用米」、「野菜」の生産性向上等に向けた取組に対して支援。

対象作物	対象者	交付金額
野菜	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、農業法人等 ※露地 10a 以上作付	3,000円／10a以内
加工用米 (低成本・高品質化)	加工用米を生産する農業者等 ※以下の取組を1つ以上行っている者に限る ①種子更新を行っている、②県内の加工業者と契約を締結している、③加工用米の作付面積が1.0ha以上（特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は1/2）④兵庫県認証食品の認証を受けている	10,000円／10a以内
加工用米 (複数年契約)	加工用米を生産する農業者等 ※3年以上の複数年契約を行ったものに限る	12,000円／10a以内
飼料用米 (生産性向上・担い手支援)	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者等 ※飼料用米 10a 以上作付 ※県内の畜産農家、JA・全農兵庫県本部、飼料メーカー等へ出荷販売を行う取組であること。	8,000円／10a以内
新市場開拓用米 (担い手支援)	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者等 ※輸出など内外の新市場の開拓を図る米の作付面積に限る ※輸出向け日本酒の原料用米は対象外	5,000円／10a以内



＜4. 産地交付金＞ 町設定

猪名川町地域農業再生協議会において、地域の実情に即して、地域振興作物の生産に向けた取組を支援する。

番号	メニュー	交付金額 (10aあたり)	内容 (対象作物等)
1	そば品質確保 加算	15,000 円	そば ただし、営農活性化支援事業（次頁参照）に参加するものに限る。 ※2年連続で収穫が皆無だった農家は交付対象外とする（自然災害等による収穫皆無の場合は、適正な肥培管理、獣害対策を行っていたことの証拠書類（肥料購入の領収書、作業日誌、写真等）を揃え、国と協議を行うことで交付金の対象となる場合があります。）
2	推奨作物助成	15,000 円	黒枝豆、未成熟とうもろこし
3	二毛作助成	15,000 円	「黒枝豆（早生）とそば」又は「黒枝豆（早生）とブロッコリー」との組み合わせによる二毛作を行う場合に、黒枝豆（早生）の作付面積に応じて助成。
4	学校給食加算 (基幹)	12,000 円	たまねぎ・はくさい・きゅべつ・だいこん・未成熟とうもろこし・食用ばれいしょ・きゅうり・なす・トマト・ねぎ・ブロッコリー・人参・ピーマン ※JA兵庫六甲との事前出荷契約が必要
5	基本助成 (一般)	7,000 円	野菜・花き・小豆・山椒 ※推奨助成（2品目）を除く
6	担い手支援 加算	8,000 円	野菜などを出荷する認定農業者及び認定新規就農者。 ※対象作物は項目5と同様

【交付要件】・・・①販売農家であること。

②5年に1度の水稻作付若しくは1ヶ月以上の水張を行うこと（ご自身で証拠書類として作業日誌、写真等を保管してください）。

【必要書類】・・・①出荷契約書、出荷伝票、生産日誌（果樹）等販売を確認できるもの

【加算イメージ】

<p>★そば：10aあたり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px;">町) 15,000円（そば加算）</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">県) 20,000円</td></tr> </table> <p>《町) 営農活性化事業 割取り面積10,000円》</p>	町) 15,000円（そば加算）	県) 20,000円	<p>★未成熟トウモロコシ： 10aあたり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px;">町) 12,000円（給食加算）</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">町) 15,000円（推奨助成）</td></tr> </table>	町) 12,000円（給食加算）	町) 15,000円（推奨助成）
町) 15,000円（そば加算）					
県) 20,000円					
町) 12,000円（給食加算）					
町) 15,000円（推奨助成）					

(2) 畑地化促進助成

水田を畠地化して畠作物の本作化に取り組む農業者を支援するもの。

対象作物	①畠地化支援※1、2	②定着促進支援※3
ア 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	140,000円／10a	2.0(3.0※4)万円／10a×5年間 または 10.0(15.0※4)万円／10a(一括)
イ 畠作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	140,000円／10a	2.0万円／10a×5年間 または 10.0万円／10a(一括)

※4 加工・業務用野菜等の場合

【交付対象者及び交付対象農地】

- ①販売農家又は集落営農
- ②令和5年度に「水田活用直接支払交付金の交付対象となった水田」
- ③おおむね団地化された畠地を形成されていること(畠地化を検討している農地が、1団地0.5ha以上の連担地となっていること)。

【交付要件】・・・①5年間継続して畠作物の作付及び出荷販売を行うこと。
②令和6年7月1日付で水田活用直接支払交付金の交付対象水田から除外を行うこと。

【必要書類】・・・①出荷契約書、出荷伝票、生産日誌(果樹)等販売を確認できるもの

(3) 経営所得安定対策

<1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）>

諸外国との生産条件の格差により不利益がある国産農産物（麦・大豆・そば等）について、標準的な「生産費」と「販売価格」の差額分に相当する額が直接交付される。

対象作物	交付金額	要件等
そば (面積払)	13,000円 / 10a	【対象面積】当年産作付面積に応じて算定。 【備考】数量払に先立って支払う
そば (数量払)	〈課税事業者〉 1等 17,180円 / 45kg 2等 15,070円 / 45kg 〈免税事業者〉 1等 18,010円 / 45kg 2等 15,900円 / 45kg	【算定方法】販売数量に応じて算定（面積払の金額を差し引いた額） 【備考】品質の良いものを多く収穫すれば、その分が更に加算される。規格外・未検査品については対象外。検査規格の等級区分が1等・2等のみ。 ※集落営農は課税事業者向け単価になります。

【交付要件】・・・認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ

※集落営農とは、①組織規約の作成、②共同販売経理、③農業法人化計画、④農地利用集積計画を要件としています。

<2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）>

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティーネットとして実施される。

猪名川町営農活性化支援事業（そば助成）

猪名川町営農活性化支援事業の1つとして、“そばの栽培支援”を行っており、野帳に基づき“そば”を作付けした場合、実収穫（刈取）面積に応じて助成金を交付しています。

- 助成金額・・・基本助成 10,000円／10a
団地化加算 10,000円／10a (1団地1ha以上の連坦田)
(但し、1団の農用地の傾斜が20分の1以上の場合は、0.5ha以上の連坦田も対象とする。)

農業者への支援制度

～交付金の算出について～

経営所得安定対策や営農活性化支援事業に参加した場合に受け取れる交付金を下記に算出して例示します（一般的な試算ですので、実際の交付額とは異なります）。

＜例＞そば20a、野菜20aを作付し、全ての作物を出荷する農家の場合・・・

■ そば 20a

① 産地交付金そば（県域） $20\text{a} \times 20,000\text{円} \div 10\text{a} = \underline{40,000\text{円}}$
② 産地交付金そば品質確保加算 $20\text{a} \times 15,000\text{円} \div 10\text{a} = \underline{30,000\text{円}}$
③ 営農活性化支援事業（刈取り） $20\text{a} \times 10,000\text{円} \div 10\text{a} = \underline{20,000\text{円}}$

①+②+③ = 90,000円

■ 野菜 20a

$20\text{a} \times 7,000\text{円} \div 10\text{a} = \underline{14,000\text{円}}$

以上により、交付金総額 104,000円 となります。

なお、経営安定所得対策の交付金は販売農家であることが確認されなければ交付されません。そのため、販売伝票など出荷されたことが確認できる書類が必要になります。

(例) 道の駅いながわに出荷される人・・・「出荷者精算書（毎月15日、月末発行）」
量販店等に出荷している人・・・出荷販売契約書、出荷伝票、売上伝票など
知人などに販売している人・・・販売を確認できる領収書など
無人の屋台で販売している人・・・生産記録など

※出荷が確認できない場合（伝票等が提出できない場合）は、交付対象外となります。

※畑作物の直接支払交付金の交付される場合（免税事業者向け単価、そば2等の場合）
(認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ)

そば【面積払】 $20\text{a} \times 13,000\text{円} \div 10\text{a} = \underline{26,000\text{円}}$
【数量払】 $70\text{kg} \times 20\text{a} \times 15,070\text{円} \div 10\text{a} \div 45\text{kg} = \underline{46,000\text{円}}$
 $46,000\text{円} - 26,000\text{円} = \underline{20,000\text{円}}$
※平均単収 70kg/10aとした場合

7. 交付申請書(様式第1号)の記入例

A(表面)

R6年度から、交付対象作物等の確認欄をなくしました。

【交付申請者欄】

氏名、住所、電話番号、生年月日など所定事項を記入し、印字されている内容を確認してください。

訂正される場合は二重線で削除し、周囲の見やすい部分に訂正後の内容を記入してください。

* 訂正印及び申請者の押印は不要です。

* 携帯電話をお持ちの方は、電話番号欄にその番号の記入をお願いします。(任意)

* 生年月日は、電話でお問い合わせをいたぐ際に、本人確認のため使用しますので、必ず記入してください。

法人・組織においては、代表者の生年月日を記入してください。

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和6年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

① 交付申請者欄

フリガナ			申請年月日	令和6年 月 日
氏名又は法人・組織名			生年月日	
フリガナ			年 月 日	
代表者氏名(法人・組織のみ)			認定状況	
(〒)			□個人	□認定農業者
住所			□集落営農(構成員)	□認定新規就農者
			□法人	□集落営農(ゲタナラシ対象)
				□認定なし
※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確実であることが必要です。				
(2) 交付申請内容(令和6年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年産の申請状況は参考です。 ※ゲタ・ナラシを申請する方は、裏面にも記載欄があります。				
交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請	
令和6年産の申請	する	しない	する	しない
(参考)前年産の申請状況				

【②交付申請内容】

申請する交付金は「する」に、申請しない交付金は「しない」に○印を付けてください。

【ゲタ対策】

麦・大豆・そば・なたねを播種前契約等に基づき作付し、出荷販売される認定農業者・認定新規就農者・集落営農の方が対象です。
* 面積払を申請しない方のみ右端の「面積払の申請はしない」に○印を付けてください。

【水田活用の直接支払交付金】

水田で主食用米以外の対象作物を作付けし、出荷・販売される方が対象です。

【畑作物産地形成促進事業】

実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

【環境との調和】

別記様式「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート確認事項」をご確認の上、確認事項にチェックを入れてください。

水田活用直接支払交付金に係る事業		
事業名	水田活用の直接支払交付金	
令和6年産の申請	する	しない
(参考)前年産の申請状況		

事業名	畑作物産地形成促進事業の申請	
令和6年産の申請	する	しない
(参考)前年産の申請状況		

(3) 環境と調和のとれた農業生産の実施状況 (ゲタ・ナラシ・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業の申請者が記載)		
<input type="checkbox"/>	過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。	
※別紙としてお配りした別記様式の「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート確認事項」をご確認の上チェック欄に○してください。		
(4) 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)		

登録済の振込口座	「個人情報の取扱い」に記載された内容について	
変更なし	新規	変更あり
同意する		

交付申請者管理コード	[地域協議会等]	[地方農政局等]
------------	----------	----------

【登録済の振込口座】 交付金の振込口座を新規登録する方は「新規」に、変更する方は「変更あり」に○印をつけ、「口座届出書」等を併せて提出してください。		【個人情報の取扱い】 訂正手続きや書類の提出が軽減されますので、「個人情報の取扱い」をお読みのうえ、同意をお願いします。	
---	--	---	--

7. 交付申請書(様式第1号)の記入例(つづき)

B(裏面)

ゲタ・ナラシを申請される認定農業者・認定新規就農者・集落営農の方へ
ナラシ対策を申請される方は⑤⑥⑦⑨、ゲタ対策を申請される方は⑤⑧⑩を記入してください。

- ⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申請者が記載)※該当するものに○を記入してください。

【個人又は法人が記載】		【集落営農が記載】	
収入保険の加入状況		加入している	収入保険に加入している構成員の有無 (「有」の場合、当該構成員の人数)
・営農開始 ・法人設立 からの期間	2年以上 2年未満	前年の税務申告の状況	青色申告 白色申告
			前年の税務申告の状況 (組織としての状況を記載)
			各構成員が申告 (組織として申告なし) 青色申告 白色申告

※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。

※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。また、ゲタに申請される場合は、別途提出いただく営農計画書等の「細作物の直接支払交付金(ゲタ)による生産予定面積」欄を記載する必要があります。

※當農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における支付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

- ⑥ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

令和6年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年8月末までに積立て金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。

※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
米穀	醸造用玄米以外	〇.〇〇〇 m ²
米穀	醸造用玄米	〇.〇〇〇 m ²
秋期には種する小麦		〇〇〇 m ²
六条大麦	(注: 加工用米、新規需要米、種子用、黒大豆を除く)	〇〇〇 m ²
はだか麦		〇〇〇 m ²
白大豆		〇〇〇 m ²

- ⑦ ナラシ積立て金の積立てコースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。

10% 20% の減収に対応した積立て金を納付予定。

- ⑧ ゲタ対策数量払の単価選択(ゲタ申請者が記載)

令和6年6月末時点の状況を基に、申請する単価にレ印を記入してください。

免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

免税事業者向け単価 課税事業者向け単価(免税事業者向け単価以外)

- ⑨ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

【地域協議会等】

【地方農政局等】

【⑤収入保険の加入状況等】

個人の方と法人は左半分へ、集落営農の方は右半分に記入してください。

- ⑥ 積立て申出

ナラシを申請される方は、本年に生産を

予定している米・麦・大豆について、そ

の生産予定面積を記入してください。

面積はm²単位で記入してください。

- ⑥ 地域等区分

醸造用玄米は以下の5品種が対象で
す。

山田錦、愛山、新山田穂1号、

山田穂、兵庫恋錦

- ⑦ 積立てコースの意向

積立て予定のコースにチェックしてください。

- ⑧ ゲタ対策数量払の単価選択

ゲタ「免税事業者向け単価」を申請する方は、2年前の確定申告書等をご提出ください。

- ⑨ 農地の有効利用の実施状況

確認のうえチェックしてください。

8. 交付申請書に添付して提出する書類

(1) 交付対象者であることが確認できる書類

- 「ゲタ対策」「ナラシ対策」申請者は以下の書類が必要です。

- ・認定農業者 農業経営改善計画認定書(写)
- ・認定新規就農者 青年等就農計画認定書(写)
- ・特定農業法人・特定農業団体 特定農用地利用規程認定書(写)及び当該特定農用地利用規程(写)
- ・集落営農 規約(写)、構成員名簿(写)、共同販売経理を確認できる書類(通帳(写)等)、総会資料(決算書類等)(写)

* 前年度に加入されている方で、確認書類に変更がない場合は、書類の添付を省略することができます。

* 交付申請書の提出後に、交付申請者が死亡した場合や集落営農が法人化する等の場合には、交付金の交付を受けるための手続を承継するための書類を作成する必要がありますので、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

(2) 出荷・販売契約数量等報告書及び契約書等(令和4年産から)

- 「ナラシ対策」に加入される方で、米を生産予定の農業者は、加入申請時(生産年の6月30日まで、令和6年産は7月1日まで)に「出荷・販売契約数量等報告書」を提出してください。JA等の集出荷業者へ販売又は販売委託する場合は、契約数量を確認できる資料(出荷契約書、販売契約書等の写し)も併せて提出してください。

(3) その他(以下に該当する方は、書類が必要です)

- 初めて経営所得安定対策等の交付金を申請する方や、これまでの交付金の振込口座を変更される方及びブロックローン等、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある方は、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状」(様式第3号)を提出してください

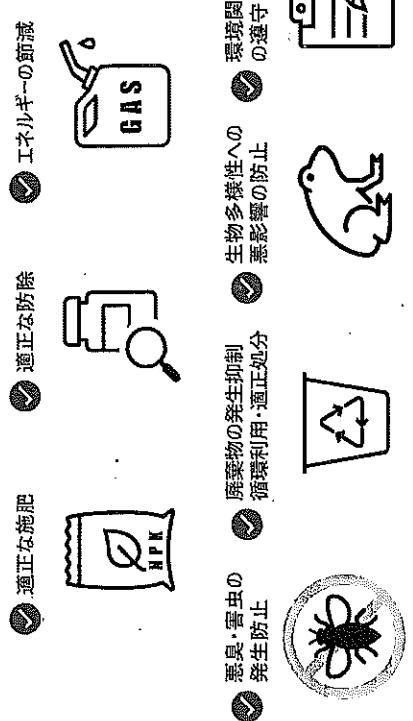
- ⑩ (ただし、既に提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。)

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは

農林水産省の各種補助事業等において
持続可能な食料システムの構築に向けた

環境にやさしい農林漁業のために
必要な最低限の取組を要件化するものです。

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された
農林漁業に由来する環境負荷に
総合的に配慮するための基本的な取組



経営所得安定対策 や水田活用の直接支払交付金 等を
ご活用のみなさまへ

環境負荷低減の クロスコンプライアンス

がスタートします！

令和6年度から、農林水産省の各種補助事業等で「環境負荷
低減のクロスコンプライアンス」がスタートします。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスは、各事業の必須要
件として、環境にやさしい農林漁業のための最低限の取組と
して実施していただくものです。その内容は決して難しいもの
ではなく、日々の営農の中で意識すれば取り組める内容と
なっています。

経営所得安定対策等では、内容を見直した「環境と調和のと
れた農業生産の実施状況に係る点検シート」により、過去1年
間の取組状況の報告が必要となります。水田活用の直接支
払交付金についても、令和7年度から同様に報告が必要とな
りますので、今年度から取組内容のチェックを行いましょう。

解説書など
最新版は
こちら！

農林水産省HP
[「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」](https://www.maff.go.jp/j/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html)
お問い合わせ先
大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(直通) 03-6744-1865

「環境と調和のとれた農業生産の
実施状況に係る点検シート」と
取組のポイントは、次のページへ！

「環境と調和のとれた農業生産」と取組のポイント

1 土づくりの励行

- 堆肥や有機質肥料、綠肥等を活用することや、作物残さ等をすきこむことを励行し、化学肥料の生産、流通由来の温室効果ガスの排出削減や施肥コストの削減につながります。
- 適切で効果的・効率的な施肥
 - 1 土づくりの励行
堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
 - 2 適切で効果的・効率的な施肥
堆肥等の施肥基準、土壤診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を選別し、効果的・効率的で適正な施肥を行いました。
 - 3 効果的・効率的・効率的な防除
害虫・雑草が発生しにくいため栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、必要な量だけ施肥を行うことで、施肥のコスト削減とともに、施肥の削減につながります。
 - 4 病害虫の抑制と適正な処理・利用
作物の生育状況や前作の収量、都道府県の施肥基準、土壤診断結果等に基づく施肥設計を励行し、必要な時期に、必要な量だけ施肥を行って、施肥のコスト削減につながります。
 - 5 エネルギーの節減
省エネエネルギーを意識し、ハウスの加温、乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。
 - 6 新たな知見・情報の収集
作物の生育に対する影響等に関する新たな知識及び適切な対応について、伝票保存や帳簿への記録などにより把握することで、不必要・非効率なエネルギー消費の防止につながります。
 - 7 生産に係る情報の保存
農業機械の日常点検・定期点検、整備の実施や機械の清掃や作業を行わない場合には動力を使わぬこと、農業機械の適切な管理に努めること、農業安全に関する研修の受講、また、日頃から作業手順や危険箇所の確認・共有・改善を心がけることにより、安全な作業環境の確保につながります。
 - 8 安全な農作業の実施
農機・車両の適切な整備・管理を行い、安全な農作業の実施に努めました。

別添紙式

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

5 エネルギーの節減

不要な照明のこまめな消灯、必要以上の加温・保温の防止、アイドリングストップ等を行い、不必要・非効率なエネルギー消費を防止するよう努めることで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストの低減につながります。

6 新たな知見・情報の収集

みどりの食料システム戦略等の理解を通して、農業の環境負荷低減に関する基本的な取組や技術に係る知識を収集するとともに、自らの経営に関連する環境問題を確認することで、環境と調和のとれた持続的な農業経営に向けた意識向上につながります。

7 生産に係る情報の保存

肥料の保管場所の定期的な清掃、直射日光や雨のあるあだらしい場所での保管、農薬の施設可能な保管庫への保管を行うとともに、肥料・農薬の使用状況の記録、保存を励行することで、適正な施肥・防除や次回作に向けた化学生肥料・化学農薬の使用量低減につながります。また、農場内の電気や燃料等の使用状況について、伝票保存や帳簿への記録などにより把握することで、不必要・非効率なエネルギー消費の防止につながります。

8 安全な農作業の実施

農業機械の日常点検・定期点検、整備の実施や機械の清掃や作業を行わない場合には動力を使わぬこと、農業機械の適切な管理に努めること、農業安全に関する研修の受講、また、日頃から作業手順や危険箇所の確認・共有・改善を心がけることにより、安全な作業環境の確保につながります。

チェック欄
過去1年間の農業生産の実施状況について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の趣旨を理解し、関係法令を遵守して、以上の取組を実施しました。

○農業者自身が実績状況を点検してください。
①種苗販売、点検シートと同様の内容を含む様式を用いて農業者が、
②種苗販売、点検シートとして、点検シートチケット欄に□をつけてください。

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の提出は不要です。
令和7年度から、交付金交付申請書に「環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄が追加されますので、令和6年度から上記の点検シートの項目に気をつけてください。
(1)種苗販売が、点検シートと同様の内容を含む様式を用いて農業者が、
(2)種苗販売、点検シートとして、点検シートチケット欄に□をつけてください。
※経営所得安定制(クレタ)の該当者は、本年度から交付金交付申請書に「環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄が追加されており、□が必要となりますので、□に同意ください。

1～8の取組を全て実践し、チェック欄を付けてください。

2 適切で効果的・効率的な施肥

- 作物の生育状況や前作の収量、都道府県の施肥基準、土壤診断結果等に基づく施肥設計を励行し、必要な時期に、必要な量だけ施肥を行って、施肥のコスト削減につながります。
- 効果的・効率的で適正な防除
 - 1 病害虫の発生源となる雑草や作物残さ等の除去、健全な種苗の使用、土壤の排水性の改善、適正な栽培密度での発生状況を基にした防除の手口やタイミングの判断、発虫ネット・粘着シートなどの要否やタイミングの判断、発虫ネット・粘着シートなどを組み合わせて実施するよう励行することで、病害虫の薬剤抵抗性の防止や防除のコスト削減につながります。
 - 2 また、農薬についてラベルに記載されている適用作物、使用法を確認し、周りに影響の少ない天候や時間帯を選択して散布を行うほか、散布時に防除衣や保護具を着用することや、農場外への飛散・流出による農場及び周辺環境の生物への悪影響の防止につながります。
 - 3 病害虫の抑制と適正な処理・利用
農業生産活動に伴い発生するプラスチック製等の廃棄物については、産業廃棄物として適正に処分すること、リサイクル率の向上のために分別と異物除去を割り切ることなどにより、温室効果ガスの排出や栄養分の流出を削減するとともに、処理コストの低減につながります。
 - 4 廉棄物の選択と適正な処理・利用
また、作物残さ等については放置する道具の発生や有毒鳥獣につながることに留意します。また、有機物による土づくりなどを行う際に、有機物に由来する肥料成分の供給を勘案して、適正な施肥につながります。

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続	新規
----	----

① 交付申請者欄	フリガナ				経営形態 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農 <small>(構成員 人)</small> <input type="checkbox"/> 法人	認定状況 <input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 集落営農 <small>(ゲタ・ナラシ対象)</small> <input type="checkbox"/> 認定なし
	氏名又は 法人・組織名					
	フリガナ					
	代表者氏名 (法人・組織のみ)					
(〒)						
住所						
						※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可)
						電話番号
						法人番号

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確実であることが必要です。

- ② 交付申請内容(令和 年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年産の申請状況は参考です。
※ゲタ・ナラシを申請する方は、裏面にも記載欄があります。

交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請			収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請		
	面積払の申請			する	しない	
令和6年産の申請	する	しない	しない			
(参考)前年産の申請状況	無			無		

水田活用直接支払交付金に係る事業						
事業名	水田活用の直接支払交付金の申請			コメ新市場開拓等促進事業の申請		
令和6年産の申請	する	しない	しない	する	しない	
(参考)前年産の申請状況	無			無		
事業名	畑作物産地形成促進事業の申請			畠地化促進事業の申請		
令和6年産の申請	する	しない		する	しない	
(参考)前年産の申請状況	無			無		

- ③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況
(ゲタ・ナラシ・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業の申請者が記載)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

※別紙「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上チェック欄に○でマークしてください。

- ④ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)

登録済の振込口座			「個人情報の取扱い」に記載された内容について		
変更なし	新規	変更あり	同意する		

交付申請者管理コード

██
--

【地域協議会等】	【地方農政局等】
----------	----------

ここに



水田活用直接支払交付金 交付対象水田の見直しについて

令和8年度までに一度も水張り（水稻作付が基本）が行われない農地は、令和9年度以降、水田活用直接支払交付金の交付対象外となります。

令和9年度以降も水田活用直接支払交付金の申請を検討される方は、水稻作付を基本とした水張りが必要です！

◆交付対象から除外される水田とは？

以下に該当する農地

- (1) 現況において非農地に転換された土地
- (2) 3年間連續して作物の作付が行われていない農地
- (3) 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地として、次のいずれかに該当するもの
 - ①湛水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ②用水供給設備（用水路等）を有しない農地
- (4) 令和8年度までに1度も水張り（水稻作付）が行われない農地

※災害復旧に関連する事業が実施されている場合及び基盤整備に関連する事業が実施されている場合は、水張りが行われていなくても除外されません。

交付対象水田となるためには？

【方法①】 令和8年度までに水稻作付を行う。^{基本！}
以降、5年に1度の水稻作付を行う。

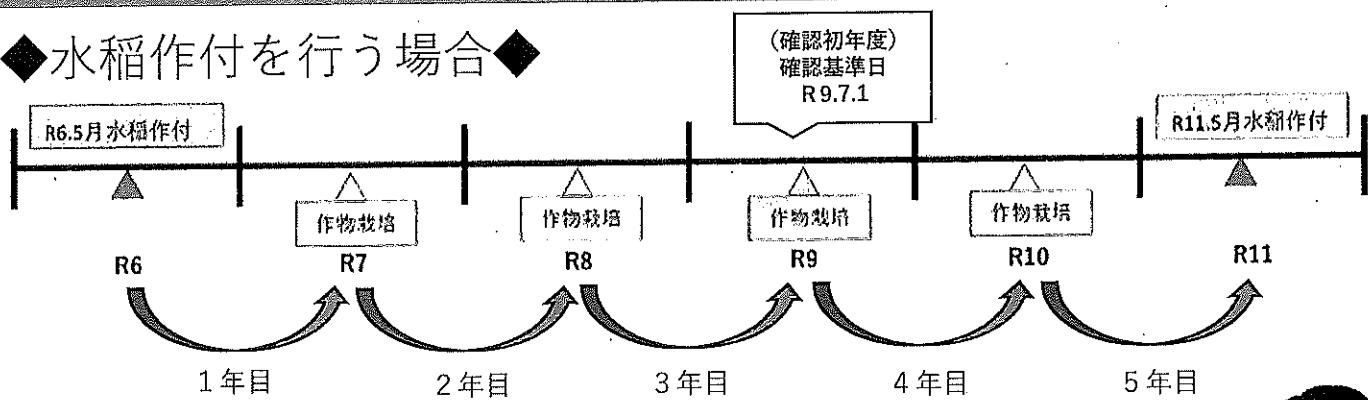
【方法②】 1ヶ月以上の湛水管理を行い、連作障害による収量低下を発生させないこと。

※圃場ごとに過去5年間の収量の記録が必要。

⚠ 収量記録は毎年度提出していただく必要があります。5年内、1度でも収量減収があった場合は、交付対象水田には戻ることができません。

水張りシミュレーション

◆水稻作付を行う場合◆

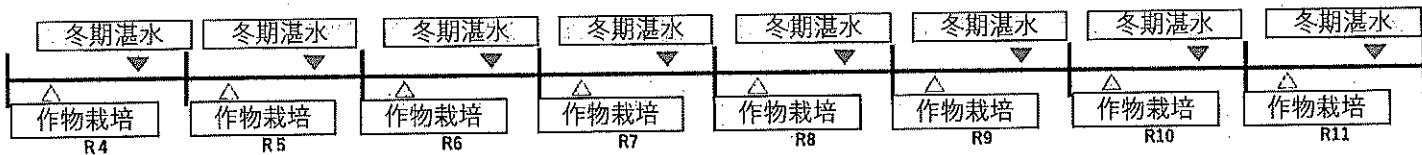


この場合、確認基準日である令和9年7月1日までに水稻作付が行われているため、交付対象水田となります。なお、5年に1度の水稻作付が必要となるため、令和6年に水稻作付を行った場合は、令和11年までに再度水稻作付を行う必要があります。

※令和11年までに水稻作付を行わなかった場合は、令和12年度以降は交付対象水田から除外されます。



◆毎年、湛水管理を行う場合◆



【事例】過去5年間の収量（単位：kg、毎年度湛水を実施）

	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
大豆(A面積)	210	230	160	210	220
増減	—	増収	減収	増収	増収

※当該シミュレーションは毎年湛水管理を実施しておりますが、必ず毎年実施しないといけない訳ではありません。ただし、毎年湛水管理を実施せずに減収があった場合は、連作障害と判断され、交付対象水田から除外される可能性が高くなりますのでご注意ください。

(確認初年度)
確認基準日
R9.7.1
圃場ごとのR4～8年の収量を確認し、2要件の達成が確認できれば、R8年を水稻作付け年とみなし、交付対象水田とする。

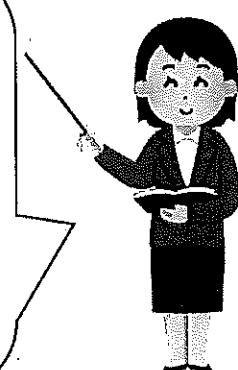
(確認2年目)
確認基準日
R10.7.1
R9年に確認を受けた圃場におけるR5～9年の収量を確認し、2要件の達成が確認できれば、R9年を水稻作付け年とみなし、交付対象水田とする。

(確認3年目)
確認基準日
R11.7.1
R10年に確認を受けた圃場におけるR6～10年の収量を確認し、2要件の達成が確認できれば、R10年を水稻作付け年とみなし、交付対象水田とする。

確認基準日である令和9年7月1日時点で、「①湛水管理を行うこと」「②連作障害による収量低下が発生していないこと」の2要件が達成できていれば、交付対象水田となります。

この場合、令和6年に減収が発生しておりますが、毎年度湛水管理を実施しているため、連作障害が発生したとは考えにくい状況と判断されます。

よって、令和6年は自然災害等（豪雨、渇水、食害等）が考えられるため、近傍の同一作物等の生育状況と比較し、近傍の同一作物が同様に収量低下していれば連作障害による収量低下ではないと判断できるので、交付対象とすることが可能となります。



【お問い合わせ】

猪名川町地域農業再生協議会（役場農業環境課農政担当）

電話：072-766-8709

(任意様式)

令和 年度 作業日誌（水張り）

湛水管理(1ヶ月以上の水張)を実施される方は、当該作業日誌の作成をお願いします(令和9年度の営農計画書提出時にご提出いただく予定です)。
※水稻作付を行われる方は作成の必要はありません。

住所

氏名

圃場名（地名・地番）： 作物名：

（1）湛水管理記録

①に湛水確認を行った日にち及び水位を記載していただくか、もしくは、②に水張りを行った写真を添付してください。

①湛水確認日及び水位 ※湛水開始日と終了日は必ず記載してください。

湛水期間： 月 日～月 日

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
cm	cm	cm	cm	cm

※湛水確認は1週間に一回実施してください。

※水稻作付の場合と同等の湛水管理を行ってください（水位3cm以上）。

※令和7年度以降の記録は別紙をご利用ください。

②水張りを行った圃場の写真（「全景」を写してください）

湛水開始日：令和 年 月 日

写真貼付①

※水稻作付の場合と同等の湛水管理を行ってください。

※水張りの確認は、湛水期間中に1ヶ月以上あけて2回実施してください。

※裏面に続きます。

湛水終了日：令和 年 月 日 ※湛水開始日から1ヶ月以上経過していること

写真貼付②

(注1) 水稲作付の場合と同等の湛水管理を行ってください。

(注2) 水張りの確認は、湛水期間中に1ヶ月以上あけて2回実施してください。

(2) 収量記録

	(例)	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
収量 (kg)	10 kg	kg	kg	kg	kg	kg
病害虫の発生状況	特になし もしくは カメムシによる 被害					
気象による 作物の影響	特になし もしくは 8月の台風被害					
その他の要因	〇〇〇〇〇によ る減収					

※収量低下があった場合は、連作障害による収量低下ではないことの記載が必要になります。

(例) 獣害被害、気象上の被害、近傍の圃場の生育状況との比較等

※収量比較が必要なため、最低でも2~3年は同一作物を作付してください。

(任意様式別紙)

氏名

令和 年度

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
cm	cm	cm	cm	cm

令和 年度

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
cm	cm	cm	cm	cm

令和 年度

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
cm	cm	cm	cm	cm

令和 年度

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
cm	cm	cm	cm	cm

令和 年度

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
cm	cm	cm	cm	cm

令和 年度

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
cm	cm	cm	cm	cm

記入例

(任意様式)

令和6年度 作業日誌（水張り）

住所 猪名川町上野字北畠1-1

氏名 猪名川 太郎

圃場名（地名・地番） 上野キタハタ1

作物名：白菜

（1）湛水管理記録

①に湛水確認を行った日にち及び水位を記載していただくか、もしくは、②に水張りを行った写真を添付してください。

①湛水確認日及び水位 ※湛水開始日と終了日は必ず記載してください。

湛水期間：令和6年5月1日～令和6年6月1日

5月1日	5月8日	5月15日	5月22日	6月1日
4cm	4.5cm	4cm	3.7cm	3cm

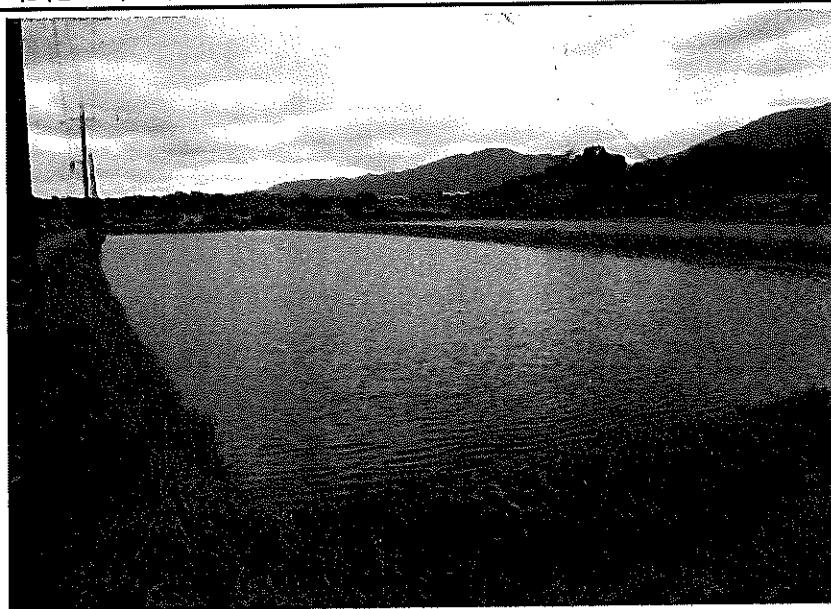
※湛水確認は1週間に一回程度実施してください。

※水稻作付の場合と同等の湛水管理を行ってください（水位3cm以上）。

※令和7年度以降の記録は別紙をご利用ください。

②水張りを行った圃場の写真（「全景」を写してください）

湛水開始日：令和6年5月1日

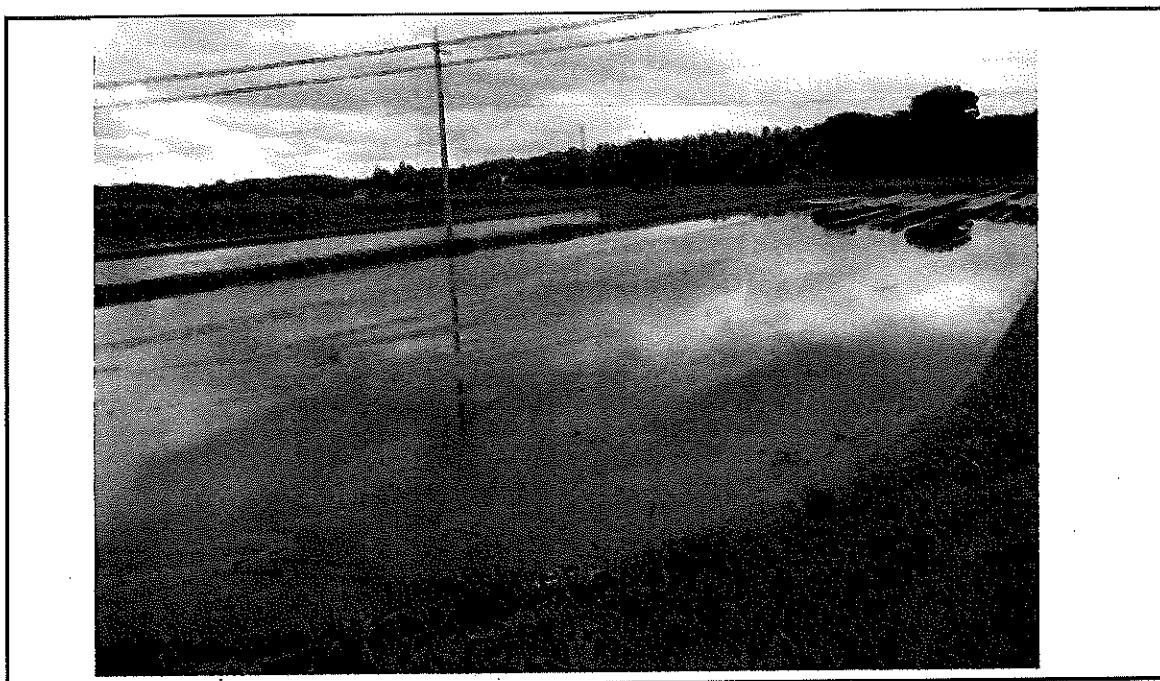


※水稻作付の場合と同等の湛水管理を行ってください。

※水張りの確認は、湛水期間中に1ヶ月以上あけて2回実施してください。

※裏面に続きます。

湛水終了日：令和6年6月1日 ※湛水開始日から1カ月以上経過していること



(注1) 水稲作付の場合と同等の湛水管理を行ってください。

(注2) 水張りの確認は、湛水期間中に1カ月以上あけて2回実施してください。

(2) 収量記録

湛水管理実 湛水管理実 湛水管理実

	(例)	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
収量 (kg)	10kg	10kg	他作物(小豆) 11kg	14kg	13kg	他作物(小豆) 15kg
病害虫の発生状況	特になし もしくは カメムシによる 被害	特に無し	特に無し	特になし	黒斑病	特に無し
気象による 作物の影響	特になし もしくは 8月の台風被害	特に無し	特になし	特になし	6月の大雨 による被害	特に無し
その他の要因	○○○○○による 減収				この場合、収量低下となっておりますが、毎年湛水管 理を行っていた場合は、気象や病害虫の発生による 収量低下であり、連作障害による収量低下と判断しづ らいため、交付対象水田として維持することが可能で す。	

※収量低下があった場合は、連作障害による収量低下ではないことの証明が必要になります。

(例) 獣害被害、気象上の被害、近傍の圃場の生育状況との比較等

※収量比較が必要なため、最低でも2~3年は同一作物を作付してください。

(任意様式別紙)

氏名 猪名川 太郎

令和7年度

11月1日	11月8日	11月15日	11月22日	12月1日
4cm	4.5cm	4cm	3.7cm	3cm

令和8年度

2月1日	2月8日	2月15日	2月22日	3月1日
4cm	3.7cm	3.5cm	3.7cm	3.2cm

令和 年度

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
cm	cm	cm	cm	cm

令和 年度

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
cm	cm	cm	cm	cm

令和 年度

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
cm	cm	cm	cm	cm

令和 年度

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
cm	cm	cm	cm	cm

(公 印 省 略)
5 兵農活協(水) 第 43 号
令和 5 年 12 月 5 日

猪名川町地域農業再生協議会長様

兵庫県農業活性化協議会
会長 福本 博之

令和 6 年産米の市町別の生産目安の提供及びその活用について

平素は、本県農業の活性化につきまして格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年産の市町別の生産目安につきましては、国から提示された需給見通し、県産米の需給動向、各地域協議会に対して実施した作付けに関する意向調査の結果、農地の利用状況及び他作物の作付状況を総合的に勘案した上で、下記のとおり算定しましたので、情報提供いたします。

この情報の貴地域における活用方法については、地域の実情を踏まえ、下記数値を加減等調整して集落単位で提供するかなどを御判断いただき、貴地域での需要に応じた主食用米生産につなげていただくよう、よろしくお願いします。

記

1 令和 6 年産主食用米の生産目安 : 847 t (面積換算値 : 173 ha)

2 1 の算定に当たり用いた単収 : 489 kg / 10 a



令和6年産市町別主食用米の生産目安 (全体数量及び面積換算値)

兵庫県における主食用米の生産目安
(同面積換算値) 150,000 玄米トン
29,940 ha

市町名	令和6年産市町別主食用米の生産目安		(参考) 令和5年産 生産目安面 積との比較 ha
	玄米トン	面積換算値 ha	
神戸市	9,656	1,886	0
尼崎市	168	35	0
西宮市	281	59	0
芦屋市	4	1	0
伊丹市	178	36	0
宝塚市	801	163	0
川西市	213	43	0
三田市	4,731	935	83
猪名川町	847	173	0
明石市	1,419	274	△ 3
加古川市	5,481	1,038	0
高砂市	528	103	0
稻美町	4,080	779	0
播磨町	100	20	0
西脇市	1,405	287	0
三木市	3,108	642	△ 62
小野市	4,811	931	0
加西市	8,020	1,554	0
加東市	3,618	721	0
多可町	2,211	473	0

市町名	令和6年産市町別主食用米の生産目安		(参考) 令和5年産 生産目安面 積との比較 ha
	玄米トン	面積換算値 ha	
姫路市	9,098	1,794	0
神河町	1,581	336	0
市川町	1,779	363	△ 4
福崎町	1,559	306	0
相生市	859	168	0
赤穂市	1,973	382	0
上郡町	2,002	396	0
佐用町	3,391	689	0
たつの市	6,291	1,201	0
宍粟市	4,286	893	0
太子町	934	180	0
豊岡市	12,951	2,559	0
香美町	2,312	478	0
新温泉町	2,458	502	0
養父市	3,269	663	0
朝来市	4,527	905	0
丹波篠山市	10,763	2,166	0
丹波市	13,174	2,750	0
洲本市	3,810	749	0
南あわじ市	7,320	1,452	0
淡路市	4,422	877	△ 15

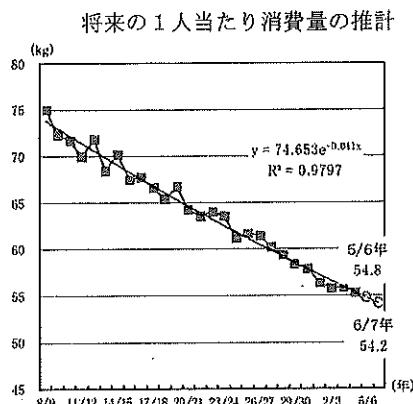
※端数処理しているため、各市町の数値の合計と県全体数値は一致しません。

令和6年産主食用米の生産目安 参考情報

兵庫県農業活性化協議会作成

1 全国の米の需要動向(令和5年10月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

平成20年をピークに人口が減少局面に入ったことを踏まえ、より実情に即した需要見通しを算出する観点から、平成30年産から1人当たり消費量(推計値)に人口(推計値)を乗じて算出される。



将来の1人当たり消費量(推計値)に人口(推計値)を乗じて需要見通しを算出

	5/6年	6/7年
1人当たり消費量(推計値) ①	54.8kg	54.2kg
人口(推計値) ②	124,450千人	123,886千人
需要見通し	5/6年	6/7年
①×②	681.6万トン	671.0万トン

2 全国の令和6/7年の需給見通し(令和5年10月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

令和6/7年主食用米等需要量は671トンと見通され、令和6年産主食用米等生産量は、令和5年産と同水準の作付面積としても需要量を下回る669万トンとなるため、令和5年産と同水準の作付面積として669万トンと設定。

(単位：万トン)

令 和 6 / 7 年	令和6年6月末民間在庫量	E	177
	令和6年産主食用米等生産量	F	669
	令和6/7年主食用米等供給量計	G = E + F	847
	令和6/7年主食用米等需要量	H	671
	令和7年6月末民間在庫量	I = G - H	176

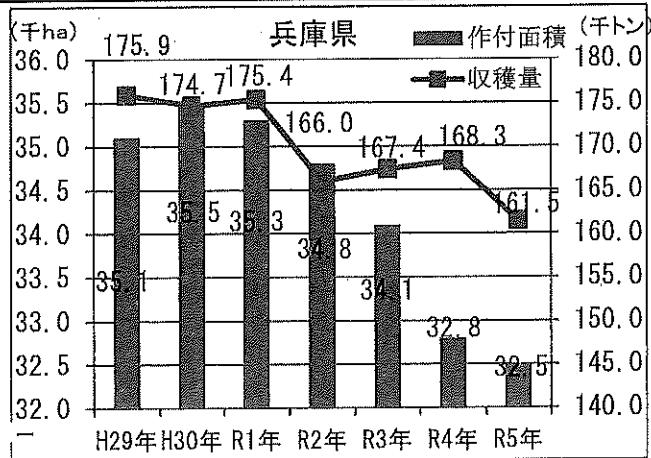
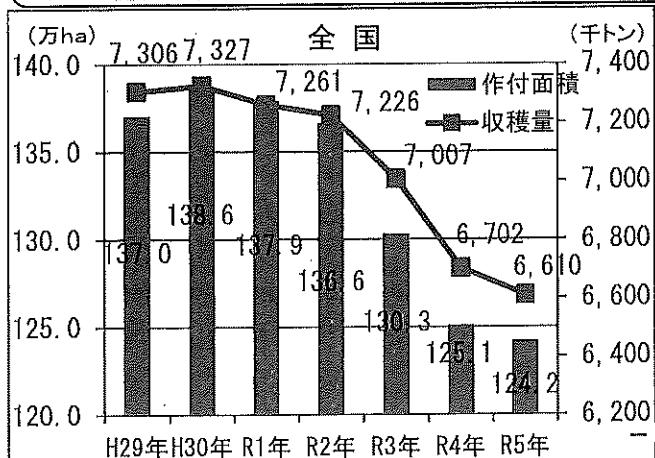
3 主食用米の生産状況(全国と兵庫県の比較)

令和5年産の作付面積は、全国、兵庫県ともに前年から減少した。

10aあたり予想収穫量は、全国では大雨と日照不足等により前年比減。兵庫県でも7月以降の記録的な高温の影響から県北、県南地域での収量減少が見られ、前年比減となった。

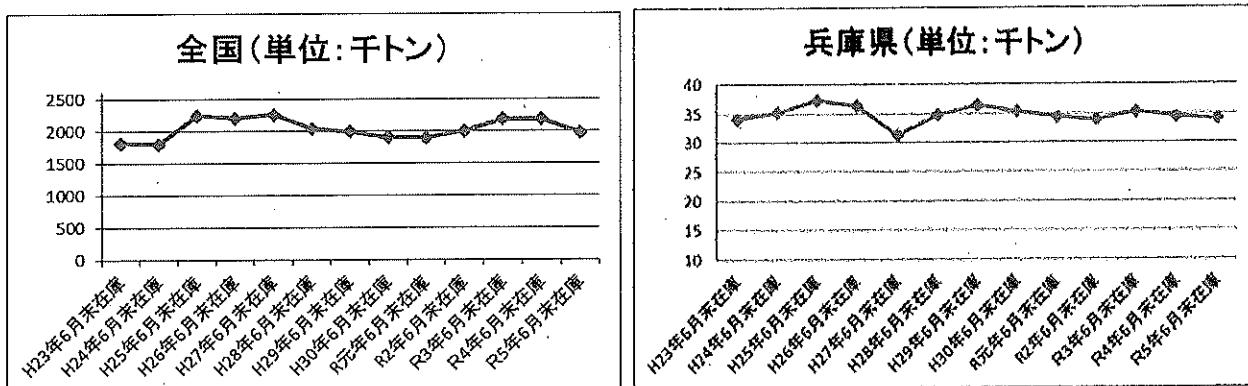
結果、収穫量は、全国、兵庫ともに前年比減となっている。

【出典：令和5年産水稲の作付面積及び10月25日現在の予想収穫量】(農林水産省)(令和5年11月10日公表)より】



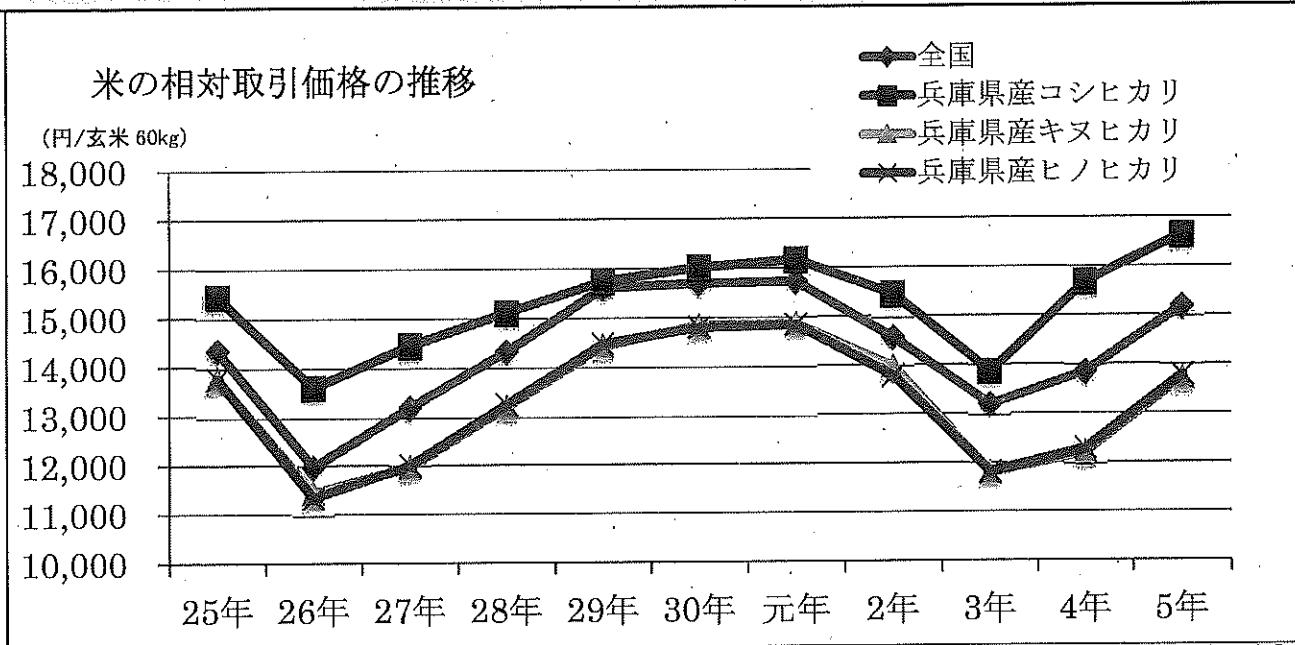
4 米の6月末在庫状況(令和5年10月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

全国段階の在庫については、近年の増加傾向から、R4年6月末時点では横ばいとなつたが、令和5年の在庫量は、国が価格安定の目安としている200万トンを下回つた。
兵庫県の在庫についても、前年比減で推移。



5 米の価格動向(全銘柄平均と県産米との出荷業者と卸売業者との間での相対取引価格の比較)

平成26年産以降、米価は上昇傾向で推移していたが、令和2、3年産は前年比減で推移。
令和4年産から上昇傾向となり、令和5年産についても全国・兵庫県ともに、前年比増で推移。



※ 5年産の価格は、出回り～5年10月の平均価格。

【出典:米に関するマンスリーレポート11月号(農林水産省作成・公表)】

◇兵庫県農業活性化協議会では、令和6年産米の作付判断の参考としていただけるよう、主食用米の生産目安と併せて、米の生産をめぐる国・県の情報を提供しております。地域の関係者や生産者の皆様には、これらの情勢を注視しながら、最寄りのJAや集荷業者等と早めに御相談いただき、売り先・行き先を確保した米の生産に取り組んでいただきますようお願いいたします。

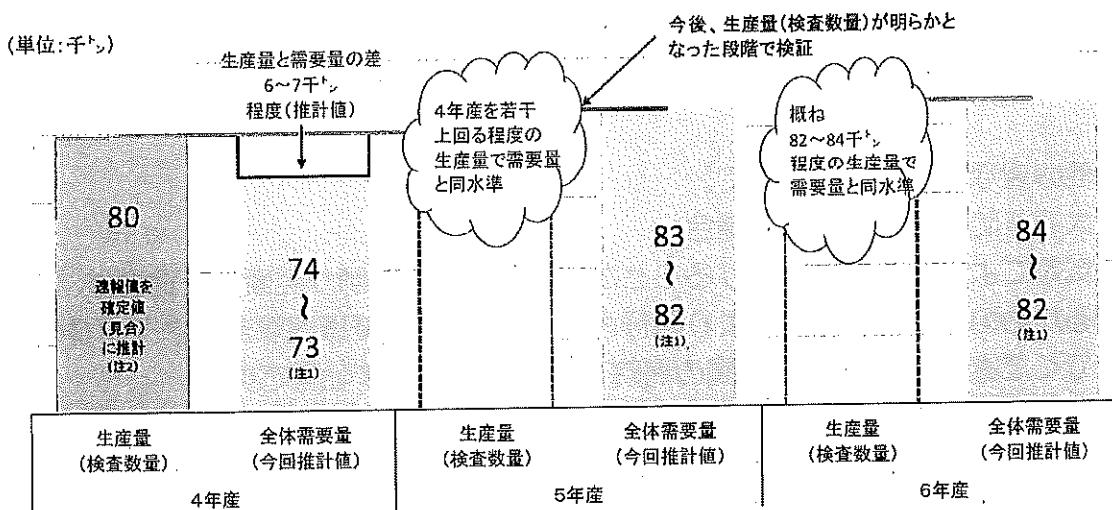
令和6年産酒造好適米 参考情報

兵庫県農業活性化協議会作成

1 全国の酒造好適米の需給見通し(酒造好適米等の需要量調査結果(令和5年9月)より)

- 令和4年産については、全体需要量と生産量を比較すると、6~7千㌧程度供給過剰となつてると推計され、令和5年産全体需要量については、令和4年産の全体需要量から+3千㌧程度増加となっている。
- 令和6年産については、全体需要量が82~84千㌧程度と見込まれる中、各産地においては、自らの在庫状況、令和5年産の生産及び需要動向等を踏まえ、需要に追う下生産に取り組むことが重要。

酒造好適米（醸造用玄米）の全体需給の状況

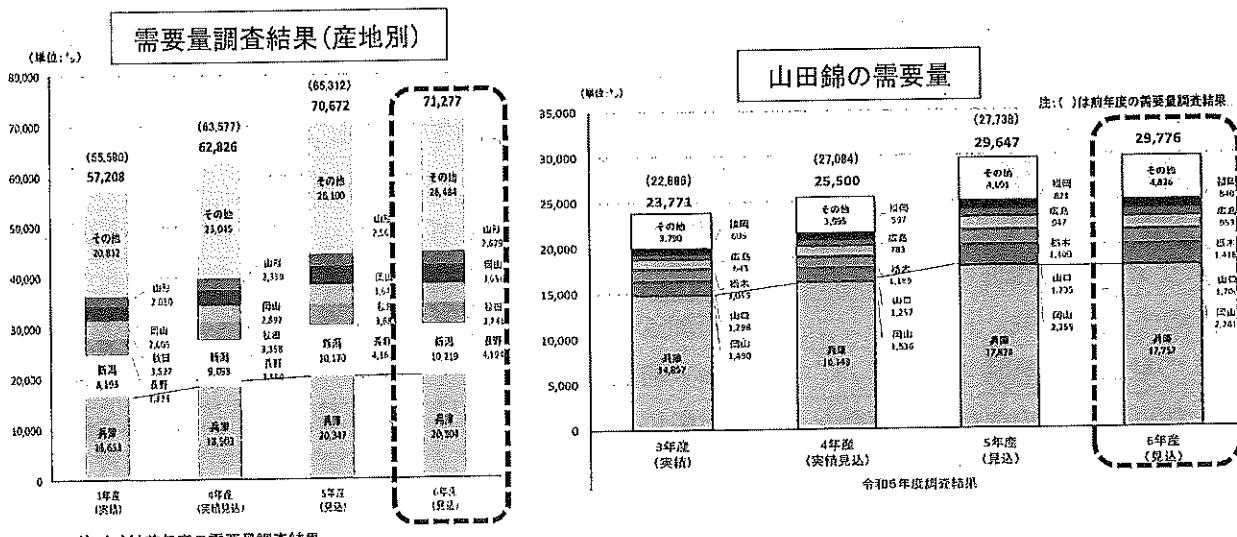


注1: 各年産の全体需要量(今回推計値)は、今回の需要量調査の回答率が、令和3年産酒造好適米の全体需要量(66~68千㌧)と今回調査の令和3年産の需要量(約57千㌧)から約85~86%と推計されるため、各年産の今回調査結果の需要量を当該割合で除することにより算出。

注2: 生産量は、農産物検査数量(醸造用玄米)の値。ただし、令和4年産は、令和5年3月31日現在の速報値を直近3カ年の3月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いで推計。

2 産地別の需要量調査結果(酒造好適米等の需要量調査結果(令和5年9月)より)

- 令和6年産の兵庫県産酒造好適米の需要量(見込)は、前年と同程度となっている。
- 兵庫県産山田錦の需要量についても、前年と同程度と見込まれている。



【その他参考情報】

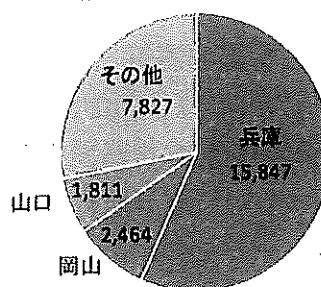
○ 令和4年産酒造好適米の生産状況(日本酒をめぐる状況(令和5年9月)より)

- 令和4年産酒造好適米の生産量は、約8.0万トンとなっており、このうち、兵庫、新潟、岡山、秋田、長野の5県で約6割を占めている。
- 酒造好適米の中でも、特に「山田錦」は全国の酒造メーカーからのニーズが多く、兵庫県は全生産量の約60%を占めている。

酒造好適米の産地別生産量の推移

	平成 30年産	令和 元年産	2年産	3年産	4年産	シェア
全国計	95,856	96,454	85,179	74,756	79,791	100%
兵庫	25,606	25,766	22,338	20,940	22,400	28%
新潟	12,404	12,000	11,223	8,855	10,404	13%
岡山	5,251	5,704	4,029	4,620	5,044	6%
秋田	4,637	5,010	4,613	3,904	3,667	5%
長野	5,786	5,982	4,982	3,539	3,422	4%
その他	42,172	42,012	37,995	32,838	34,854	44%

【山田錦】



(単位:トン)

	4年産	シェア
兵庫	15,847	57%
岡山	2,464	9%
山口	1,811	6%
その他	7,827	28%

○ 日本酒の出荷状況(米に関するマンスリーレポート(令和5年10月)より)

- 日本酒の国内出荷量については、近年、減少傾向で推移しているが、平成30年以降は減少幅が大きくなり、これまで堅調に推移していた特定名称酒についても減少に転じた。
- 令和4年は、日本酒全体としては、前年と同水準で推移しており、一般酒が対前年比▲3%と減少する中、特定名称酒は対前年比+5%と増加した。
- 輸出については、海外での日本食ブーム等を背景に増加傾向で推移しており、令和2年は新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延等の影響により減少したものの、令和3年には大幅に回復。令和4年は対前年比+12%と増加したが、令和5年前半は対前年同期比▲18%となっている。

日本酒の国内出荷量の推移

	平成 10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年 止り月
日本酒国内出荷量	1,133	871	659	580	560	555	540	533	495	451	419	404	404	201
特定名称酒	291	221	174	164	167	173	178	179	171	165	142	138	145	74
吟醸酒	36	30	20	21	24	25	24	24	23	22	20	19	20	9
純米吟醸酒	25	26	24	29	32	31	42	45	45	45	40	42	46	25
純米酒	62	54	57	58	59	62	65	67	64	62	55	53	55	29
本醸造酒	169	111	73	56	52	49	46	43	38	35	27	24	25	12
一般酒	842	650	485	416	399	382	362	353	324	302	276	268	259	127

日本酒の輸出量の推移

	平成 10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年 止り月
日本酒輸出量	8	8	12	16	16	18	20	23	26	25	22	32	36	172
アメリカ合衆国	1	2	4	4	4	5	5	6	6	6	5	9	9	37
中華人民共和国	0	0	0	1	1	2	2	3	4	5	5	7	7	39
香港	1	1	1	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	15
台湾	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	16
大韓民国	0	0	2	4	3	3	4	5	5	3	2	2	4	26
その他	2	2	3	4	4	5	5	6	6	6	5	8	10	72

資料：日本酒造組合中央会調べ、年次報告、令和5年は概算値。

注1：日本酒は、一般的な日本酒、原料未及び製法未などの基条件（原酒、精米歩合）により、吟醸酒、純米酒、本醸造酒等に分類され、これらを総称して「特定名稱酒」という。一般酒は日本酒組合会員から作定名稱酒の枚数を差し引いて算出。
2：国内出荷量に輸出量は含まれていない。

資料：「貿易統計」(通商省)、年次報告。

◇ 兵庫県農業活性化協議会では、令和6年産酒造好適米の作付判断の参考としていただけるよう、国需要量調査の結果等を基に、参考情報を提供しております。

なお、酒造好適米の生産については、酒造メーカーとの全量契約栽培が基本となりますので、地域の関係者や生産者の皆様には、これらの情勢を注視しながら、最寄りのJAや集荷業者等に早めに需要の動向を御確認いただき、売り先・行き先を確保したうえで取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和6年産の業務用米・加工用米の契約栽培等出荷相談先リスト

用途	取扱業者	取扱地域	対象品種	各種取引条件				相談先・連絡先・所在地 (電話、メールアドレス)	契約期間
				生産条件等	価格条件等	その他取引条件等	最低取扱数量		
業務用米	藤本糧穀(株)	全域	水稲うるち金般	指定なし	別途相談	玄米	指定なし	藤本糧穀(株) Tel 0795-22-7031 f-youkoku-ichi@comet.ocn.ne.jp	西脇 随時
業務用米	但馬米穀(株)	全域	指定なし(うるち米)	指定なし	別途相談	指定なし	指定なし	但馬米穀(株) Tel 0796-22-2131 t.kuroda@tanbei.co.jp	豊岡 随時
業務用米	大西産業(株)	全域	コシヒカリ キヌヒカリ 山田錦	指定なし	別途相談	指定なし		大西産業株式会社 Tel 078-951-2555(大西) info@clover228.com	神戸
業務用米	(株)こうせつ・たなか	県南(加東・ 三木・ 今田・西脇)	ヒノヒカリ・キヌヒカリ きぬむすめ 等	指定なし	別途相談	指定なし	0795-47-0033		加東 令和6年 10月末
業務用米 (外食業者向け)	(株)フジタ精米人	全域	あさだわら、どうごう、 ヒノヒカリ・きぬむすめ ヒヌヒカリ等	指定なし	別途相談	指定なし	1経営体あたり 100袋以上	0794-66-7321	小野 随時
業務用米 (外食業者向け)	株式会社 神明	全域	コシヒカリ キヌヒカリ きぬむすめ ヒノヒカリ	指定なし	別途相談	別途相談		株式会社 神明 富臨 tel:080-7305-0866 miyawaki-kaito@akafuji.co.jp	神戸 令和6年 10月迄
米菓用	(株)フジタ精米人	全域	もち米(品種指定なし)	指定なし	別途相談	指定なし	1経営体あたり 100袋以上	0794-66-7321	小野 随時
加工用米	但馬米穀(株)	全域	指定なし(うるち米)	指定なし	別途相談	指定なし		但馬米穀(株) Tel 0796-22-2131 t.kuroda@tanbei.co.jp	豊岡 随時
加工用米	株式会社 神明	全域	コシヒカリ B銘柄(ヒノヒカリ、キ ヌヒカリ等)	指定なし	別途相談	別途相談	1経営者あたり10t以上	株式会社 神明 中村 tel:080-7041-6246 nakamura-kyouhei@akafuji.co.jp	神戸 令和6年 10月迄

※1 上記リストは、令和6年産米についての内容です。

※2 当リストに掲載されている内容については、令和5年11月22日現在で取扱業者から提供いただいた情報に基づき記載しております。
具体的な取引条件等につきましては、双方で調整・決定いただくことになりますので、その旨御理解願います。

※3 取引の内容や結果に關し、当協議会はその責任を負いかねますので御留意ください。

営農計画書における 本地(水張)面積の算出について

1. 概要

R6年度より、
営農計画書に記載の面積が変わります！

営農計画書（野帳）に記載の本地(水張)面積は、経営所得安定対策等実施要綱の規定により、「定期的に実測により確認する」もしくは「公的資料に基づく水田面積（耕地面積）から畦畔の面積を差し引いて確認することとなっています。

したがって、猪名川町地域農業再生協議会では、以下のとおり畦畔率を設定し、水田面積（耕地面積）から畦畔面積を差し引くことにより水張面積を算出することいたします。

本地(水張)面積 = 水田面積(耕地面積) - 畦畔面積*

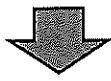
$$\downarrow \\ \text{水田面積 (耕地面積)} \times \text{畦畔率}$$

*畦畔面積とは、あぜ道や法面などの作物の作付けが不可能な農地の面積です。

2. 畦畔率の設定方法

農林水産省の統計部が公表する本町の統計値から畦畔率を算出

$$\text{畦畔率} = (\text{田耕地面積} - \text{田本地面積}) \div \text{田耕地面積} \times 100$$



本町の畦畔率は・・・

$$(372\text{ha}-339\text{ha}) \div 372\text{ha} \times 100 = \underline{\underline{8.8\%}}$$

【参考】農林水産省の統計部が公表する本町の統計値

	田耕地面積	田本地面積
猪名川町	372ha	339ha

（農林水産省統計部作物統計調査令和4年産市町村別データより）

◆当該畦畔率は町内全域に一律に用いることいたします。
P34

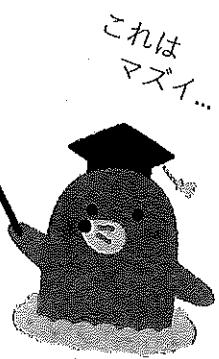
営農計画書変更イメージ

◆水田面積(耕地面積) : 412m²の例

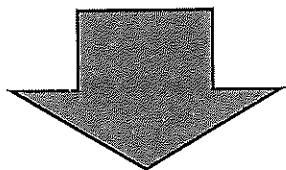
【現行】

一の位が切り捨てされ、耕地面積及び水張面積ともに410m²で表示されております。

耕地番号	分筆番号	地名・地番	本地面積
11	1	イナガワ1	a (410) 410



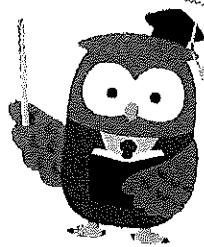
耕地面積
水張面積



【変更後】

耕地面積は一の位まで表示。水張面積は畦畔率8.8%を積算した畦畔面積を差し引いた値が表示される予定です。作付計画の際は下段の水張面積を記載してください！

耕地番号	分筆番号	地名・地番	本地面積
11	1	イナガワ1	a (412) 376



耕地面積
水張面積

【お問い合わせ】

猪名川町地域農業再生協議会（役場農業環境課農政担当）

電話：072-766-8709

野帳の記入について

(水稻生産実施計画書及び営農計画書兼水稻共済細目書異動申告票)

- ※ 記入例を添付しております。
- ※ 営農計画書は経営所得安定対策における確認書類としても使用します。
- ※ 本年度より、国の実施要綱に基づき水張面積を算出しております。本地面積欄の上段()内の数値が耕地面積、下段が水張面積となります。

■記入の手順■

1. 印字されている「住所」「氏名」「地名・地番」等を確認してください。
※ 営農計画書には、令和5年度の営農計画書の実績が印字されています。

2. 令和6年度の営農計画を記入してください。

(1) 水稻の場合

- ① 【水稻作付（申込）面積】欄に面積を記入してください。
※ 【本地面積】欄の下段の数値が水張面積となりますのでご注意ください。
- ② 【水稻品種名】欄に品種名を記入してください。

(2) 野菜等を作付する場合

- ① 【転作等の面積】欄に面積を記入してください。
※ 【本地面積】欄の下段の数値が水張面積となりますのでご注意ください。
- ② 【転作等作物名】欄に作付する品目を記入してください。
※1 複数の品目（野菜）を作付する場合、主な作物1種類のみを記入してください（出荷する場合は、出荷作物名を記入してください）。

※『大豆』は、未熟豆（枝豆）と成熟豆（大豆）で交付対象事業が異なります。枝豆は野菜として、大豆は戦略作物及び畑作物として扱われるため、区別して記入してください。

また、黒大豆又は白大豆のいずれかも区別して記入してください。

※2 「黒枝豆（早生）とそば」「黒枝豆（早生）とブロッコリー」による二毛作を行われる方は、基幹作「そば」又は「ブロッコリー」を【転作等作物名】欄に記載し、二毛作「黒枝豆（早生）」を【裏作物】欄に記載してください。

- ③出荷する場合、【出荷販売目的】欄に○を付けてください。

(3) 新規需要米・加工用米等を作付する場合

- ① 【転作等の面積】欄に面積を記入してください。
- ② 【転作等作物名】欄に作付する品目及び品種名を記入してください。

(4) 調整水田又は保全管理の場合

- ① 【転作等の面積】欄に面積を記入してください。

②【転作等作物名】欄に「調整水田」又は「保全管理」と記入してください。

※調整水田は水張して水稻を作付しない水田、又は、分筆をして作付しない水田面積を指し、保全管理は作付をせず草刈等の管理のみをする圃場を指します。

(5) 水田活用の直接支払交付金の対象農地の場合

令和4年度より5年に1度、水稻作付を基本とした水張りをすることが要件化されました。よって、本年度、水張りを行う場合は営農計画書の営農情報欄に「〇月〇日～〇月〇日まで湛水予定」と記載してください。また、経営所得安定対策等交付金交付申請書類に同封している作業日誌の作成をお願いいたします。※水稻作付による水張りを行われる方は作業日誌の作成は不要です。

3. 5部複写になっています。切り離さず、農家控えも含め **5枚すべてを提出** してください。

■留意事項■

① 印字されている「住所」「氏名」「地名・地番」等が間違っている場合は、記入例のように訂正してください（実際の耕作者を記入してください）。

※記載の名前が経営所得安定対策交付金の交付申請対象者となります。

② 「面積」は、アール以下2桁（例：1. 50a）で記入してください。

1町=100a • 1反=10a • 1畝=1a

③ 「水稻品種名又は転作等作物名」には具体的な品種名又は作物名を記入してください。

複数品目を作付されている場合は主な作物を記入してください。

・出荷する場合 → 出荷作物名を記入してください。

・出荷しない場合 → 主に栽培される作物名を記入してください。

※大豆：未熟豆（枝豆）と成熟豆（大豆）で交付対象事業が異なります。

枝豆は野菜として、大豆は戦略作物及び畑作物として扱われるため、区別して記入してください。また、黒大豆又は白大豆のいずれかも区別して記入してください。

※やむを得ず作付できない場合は、調整水田、保全管理とご記入ください。

④ 出荷販売する場合は、必ず「出荷販売目的」に“〇”を記入してください。

◆ 経営所得安定対策交付金を申請される農家は、必ずほ場ごとに「出荷販売目的」を記入してください。出荷される場合は『〇』、出荷されない場合は未記入となります。

◆ 経営所得安定対策では、出荷が交付要件となっています。そのため、「出荷販売目的」に〇を記入されたほ場だけが、交付金の対象となります。

〇が記入されていないほ場は、出荷していないということになり、経営所得安定対策交付金の対象になりません。

◆ 経営所得安定対策交付金を受けるには、出荷販売伝票、売り上げ伝票などが必要になります。出荷販売伝票等を確認できない場合は、交付金が支払われないことが

あります。

- ⑤ 1枚の農地で異なる作物を作付けする場合（「上記分筆」と記入）は、それぞれの作物名と面積を記入してください。

なお、水稻、そば、大豆、枝豆以外に転作作物を作付けする場合は、主要な作物名（出荷する場合は、出荷作物名）を記入してください。

■農地の権利の異動等について■

- ① 農地法による許可を受けて、所有権移転をした場合（売買・贈与等）

（ア）譲渡人は、譲受け相手先 および 許可年月日を記入

（イ）譲受人は、譲渡し相手先 および 許可年月日を記入

- ② 農地法による許可又は届出によって農地転用をした場合（住宅・倉庫等）

許可または、届出受理年月日を記入

- ③ 公共事業によって買収された場合（道路・河川等）

契約年月日を記入

- ④ 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地の貸し手・借り手の申し出によって利用権の設定・移転計画をとりまとめるもの）で、農業委員会の決定を経て公告することにより農地の貸し借りを行っている場合

届出年月日を記入

* 営農計画書は、猪名川町に住所を定めている農家が対象です。町外にお住まいの人は、居住地で営農計画書を提出することになります。

* 農地の貸し借りには届出が必要です。

* 農地利用権移動・地籍の面積等の変更について情報提供してもらい、修正しています。

令和4年度より、水田活用直接支払交付金における交付対象水田の5年水張ルールが具体化され、5年間に1度も水張り（水稻作付が基本）が行われていない農地は交付対象水田から除外されることになりました。

水田活用直接支払交付金を今後も申請予定の方は、令和8年度までに必ず水稻作付を行ってください（特例で、1カ月以上水張を行い、連作障害による収量低下が発生していないことが確認できれば要件を満たすことも可能です）。

湛水管理（1カ月以上の水張）を行う場合は、経営所得安定対策等交付金交付申請書類に同封している作業日誌の作成をお願いいたします（提出は令和9年度に行っていただく予定です）。



<問合せ先>

猪名川町地域振興部農業環境課

（農政担当 橋岡・田中）

TEL 766-8709

■①農地の異動に伴う修正記入

分類番号 登録番号	地名	本地面積	耕作面積	本作付最終年	水稲品種名 又は作物等作付名	転作面積等理	本作付最終年	水稲品種名 又は作物等作付名	転作面積等理	本作付最終年	水稲品種名 又は作物等作付名	転作面積等理
1	R5.9.21許可 中倉一郷一部へ所有権移転 キタハタ	1.06	0.56	0.56	コシヒカリ 牛柏	1.06	0.56	1.01	トマト	1.00	トマト	1.00
2	R6.2.22許可 農地転用(農業用倉庫) キタハタ	1.05	0.56	0.56	トマト	1.05	0.56	1.00	トマト	1.00	トマト	1.00
3	R6.7.15 六潮春子から利用集積 ミナミハタ	0.7	0.66	0.66	トマト	0.7	0.66	1.14	ヒノヒカリ	0.7	ヒノヒカリ	0.7
4	R6.7.15 六潮春子より所有権移転 ヒガシハタ	1.00	0.90	0.90	ヒノヒカリ	1.00	0.90	1.00	ヒノヒカリ	1.00	ヒノヒカリ	1.00

(1) ほかの農業者へ農用地利用権を移した場合

→ 令和5年度の実績に基づき記載されています。
該当圃場を取り消し線で消し、移転先の農業者名、異動日を記載してください。

(2) ほかの農業者から農用地利用権を取得した場合

→ 新しく取得した農地の地名・地番、面積を記載してください。また、移転前の農業者名、異動日を記載してください。
記載後、令和6年度の作付計画を記載してください。

■②経営所得安定対策(産地交付金)に関する記入

分類番号 登録番号	地名	本地面積	耕作面積	本作付最終年	水稲品種名 又は作物等作付名	転作面積等理	本作付最終年	水稲品種名 又は作物等作付名	転作面積等理	本作付最終年	水稲品種名 又は作物等作付名	転作面積等理
1	キタハタ 1	2.25	2.25	23.29	コシヒカリ	2.25	2.25	21.25	25.7コロッコリー	2.25	2.25	21.25
2	キタハタ 4-5	7.36	7.36	8.06	かぼちゃ	7.36	7.36	5.00	枝豆(黒)	7.36	7.36	5.00
3	ミナミハタ 3	5.73	5.73	6.28	トマト	5.73	5.73	2.36	大豆(黒)	5.73	5.73	2.36
4	ミナミハタ 7	3.66	3.66	4.01	トマト	3.66	3.66	3.66	トマト	3.66	3.66	3.66

「黒枝豆(早生)とそば」「黒枝豆(早生)」「二毛作を検討される方は、こちらに「黒枝豆(早生)」の欄に必ず「〇」を記入してください。

1. 出荷販売される場合は【出荷販売赤目】欄に必ず「〇」を記入してください。
2. 湿水管理を行う場合は、湿水期間を記載してください。

↓
R6.11月～12月湛水
学校給食用

学校給食に出荷される方は、「營農情報欄」に「学校給食用」と記載してください。

3

転作現地確認について

令和6年6月中旬頃から町職員及びJA職員による転作田の現地確認を実施いたします。

つきましては、現地確認に先立ち、各農会より提出された水稻生産実施計画書及び営農計画書に基づき、作付け状況を記載した「令和6年度 現地確認票」を各農会長宅へお届けいたしますので、配布されましたら速やかに該当農家に配布していただくと共に、速やかに圃場に掲示していただきますようお願いいたします。

なお、本年度につきましても前年度に引き続き農会長の立会は中止し、町職員及びJA職員のみで実施いたします。

<現地確認表見本> *6月上旬に配布予定

令和6年度経営所得安定対策等現地確認票	
地域協議会	008 猪名川町地域農業再生協議会
農協	010 兵庫六甲
市町村	008 猪名川町
地区	001 中谷地区
集落	000 中谷
申請者番号	中谷 0005
地名・地番	キタバタケ11-1
作付面積	550 m ²
作物名等	トマト

配布されましたら速やかに該当するほ場に掲示してください。

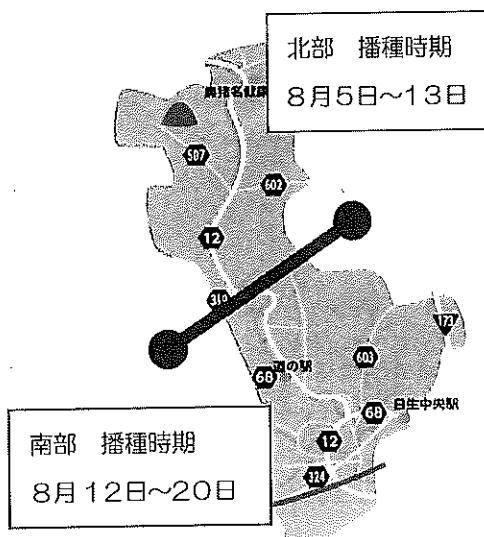
可能な限り、竹杭などで固定し、道路（農道）から視認できるところに掲示をお願いいたします。

令和6年産そば 配布種子について

猪名川町では「赤花そば」について、平成11年度より導入し、これまで「ブランド化」を図ってきた経緯から、今後についても品種を保持しながら、猪名川町のブランドとして「赤花そば」を継承していきます。

播種時期につきましては、下記のとおり北部と南部で分けて設定しておりますので、播種時期を厳守いただきますようご理解・ご協力をお願いいたします。

また、そばは天候や排水対策等により出来高が左右されやすいため、徹底した排水対策等をお願いいたします。



……【播種時期8月5日から13日】……

笹尾、清水、清水東、仁頂寺、島、鎌倉、杉生、西畠、柏原

……【播種時期8月12日から20日】……

原、内馬場、民田、上阿古谷、下阿古谷、北田原、南田原、北野、紫合、柏梨田、上野、広根、銀山、猪渕、肝川、差組、万善、楓並、木津上、木津、木間生、栄原、林田

《赤花そば》

夏まき（秋そば栽培）。生育日数70日前後。

但馬地域在来種。

刈取り時期を北部と南部では時期を分けているため、

播種時期の徹底をお願いします。



栽培の目安

栽培 管理	7月		8月			9月			10月			11月		
	中 旬	下 旬	5 ~ 13 日	12 ~ 20 日	下 旬	上 旬	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬	
	ほ 場 準 備	排 水 対 策	耕 起 ・ 碎 土	畝 立									刈 取 り	乾 燥 ・ 調 整
北部				播 種	發 芽	→	開 花	→	→	→	→	成 熟		
南部				播 種	發 芽	→	開 花	→	→	→	→	成 熟		

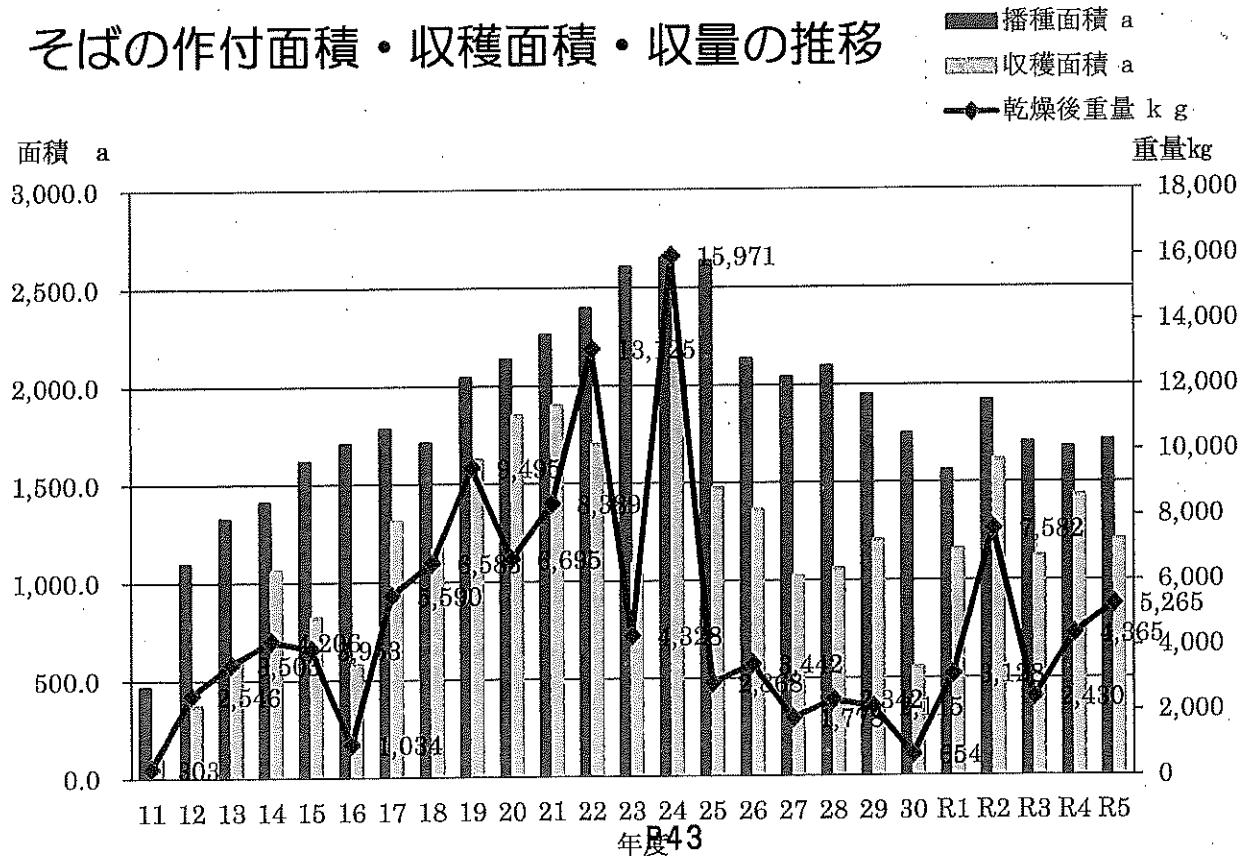
★温害に極めて弱いため、排水対策の徹底をお願いします。

⇒明渠と排水口は必ずつなげてください。

★播種時期の厳守及び肥培管理をお願いします。

※播種が遅れると、刈取りが出来ない場合があります。

そばの作付面積・収穫面積・収量の推移



水稻損害防止事業補助金 ～ヘリ防除・ドローン防除～

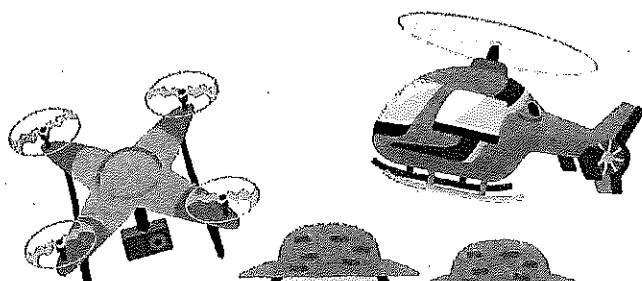
これまで農業共済事業として実施しておりました
水稻損害防止事業について、令和5年度より、町が
主体となり実施いたします！

補助金の内容

無人ヘリコプター及びドローンによる水稻の共同防除を実施する
農会に対し、経費の一部を助成します！

対象者

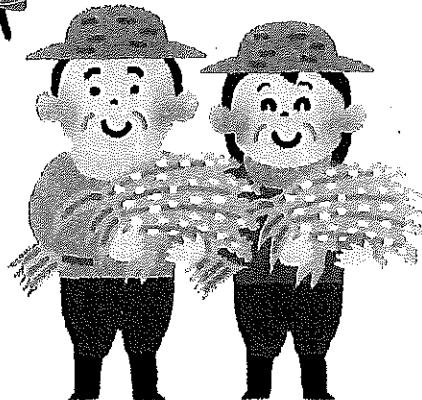
水稻の共同防除を行う農会



対象面積

水稻の共同防除実施面積

※営農計画書に記載の水稻作付面積と
必ず一致させてください！



補助金額

1aあたり30円以内

- △注意：①対象者及び対象圃場は営農計画書の提出があり、
水稻と記載があるもの及び面積に限ります。
- ②所属する農会以外の集落に農地がある場合は、原則、農地
が所在する農会において申請してください。
- ③実績報告時に写真及び領収書が必要となりますので、保管
しておいてください。

【お問い合わせ】

猪名川町役場地域振興部農業環境課農政担当 電話：072-766-8709

交付金の申請方法

申請書類

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②位置図等の対象農地が分かる書類
- ③農地の一覧等の対象面積が分かる書類

提出期日

令和6年7月1日（月）

申請方法

農会長が、集落内で無人ヘリコプター又はドローンによる水稻の共同防除を実施する圃場等を取りまとめの上、町役場農業環境課まで上記の申請書類をご提出ください。

※所属する農会以外の集落に農地がある場合又は農会に属さない者の農地がある場合には、農地が所在する農会において実施してください。

【お問い合わせ】

猪名川町役場地域振興部農業環境課農政担当

電話：072-766-8709

住所：猪名川町上野字北畠11-1

様式第1号（第4条関係）

猪名川町水稻損害防止事業補助金交付申請書

年　月　日

猪名川町長 宛

農会名称

代表者住所

代表者氏名

猪名川町水稻損害防止事業を実施したいので、猪名川町水稻損害防止事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 損害防止事業の実施計画

事業の内容	ヘリ防除	ドローン防除
事業実施予定の面積		アール
事業実施予定日	年　月　日	～　年　月　日
使用予定の薬剤名称		
経　費		円

2. 交付申請額　　金　　円

※実施面積に1アール未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

添付書類

- (1) 位置図等の対象農地が分かる書類
- (2) 農地の一覧等の対象面積が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

令和6年度

営農活性化補助金のご案内

パイプハウスやぶどう棚を新設される方、そばを栽培している方、果樹を植栽される方に対して猪名川町が独自に補助金を交付します！

農家の皆さんを
支援します！！

①パイプハウス等設置支援事業

【助成金額】 ※上限200万円まで

パイプハウス 200m以上	対象金額×1／2
パイプハウス 200m未満	対象金額×1／3
ぶどう棚 25万円以上/a	対象金額×1／2



【申し込み方法】

9月末までにJAに申し込み

※野菜部会会員が対象

※共済保険に加入必須

②果樹产地活性化支援事業

【対象品目】

栗、ぶどう、柿、ブルーベリー、桃、梅、ゆず、キウイ

【助成金額】

最低購入本数以上の購入	購入費用×2／3
最低購入本数未満の購入	購入費用×1／2

※最低購入本数については、品目によって異なります。

【申し込み方法】

6月頃、果樹部会会員にご案内します。

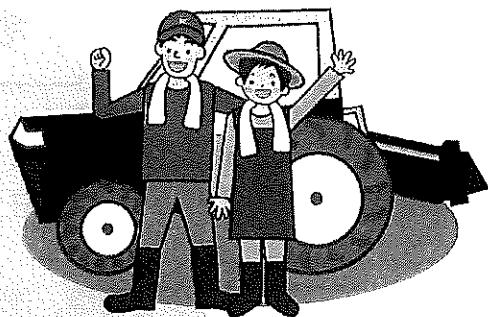
※果樹部会会員が対象



③そば栽培支援事業

【助成金額】

基本助成金額	10,000円／10a
圃地化加算金	10,000円／10a



【玄そばの買取り】

北海道産玄そば12月価格の最高額+乾燥調整費+100円

【実施時期】

播種：8月上旬～下旬

刈取：11月上旬～下旬

※天候によって時期は変更になる場合がございます。

【申し込み方法】

農会を通じて猪名川町役場農業環境課に申し込み。

④北摂栗生産環境整備事業

【内容】

高齢化等の理由により、栗の木の剪定を剪定士に委託する生産者に対して、委託費用の一部を助成します。

【対象者】

町内で北摂栗を生産し、道の駅いながわ又はJA兵庫六甲に出荷している猪名川果樹部会会員

【助成金額】

剪定費用の2分の1を補助（上限5万円）

補助金を受けるためにはそれぞれ要件があります。
詳しくは、下記お問い合わせまでご連絡ください。

お問い合わせ：猪名川町役場農業環境課 072-766-8709

そうだ、

地域計画

人・農地プランが
変わります！

を作ろう！

令和5年4月1日から「人・農地プラン」が「地域計画^{※1}」として、**法定化^{※2}**されます！

※1 市街化区域を除いた区域において令和7年3月末までに策定することが求められています。

※2 農業経営基盤強化促進法 第19条

1 「地域計画」策定の趣旨・目的

これまで“守ってきた”農地のうち、将来にわたって“守るべき”農地を確実に利用し、次の世代に引き継いでいくため、

「将来、地域の農地を誰が利用し、守っていくのか」、

「地域農業を支える環境をどのように維持・発展していくのか」

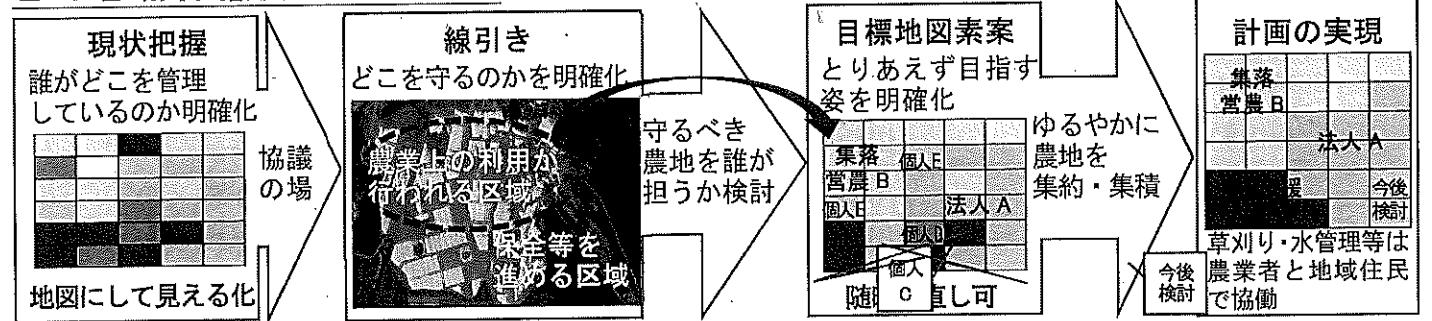
について、農業者、農地所有者だけでなく、地域に関わる若者や住民等の幅広い関係者を巻き込み、一体となって**地域の課題**について話し合い、将来の農地利用の姿を明確化し、実現を目指します。

2050年の人口増減状況
(2010年との比較)



【出典】国土交通省

2 「地域計画」策定・実現の流れ



★「地域計画」があるとき、ないとき

○ 地域計画があるとき

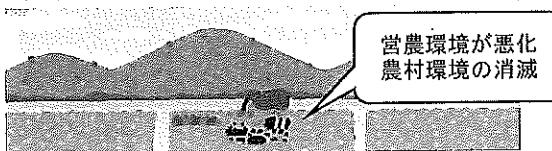
- ・地域に関わるみんなで農地を守る姿勢がわかる
- ・農地が集積・集約されていて大規模農家も引き受けやすい
- ・新規就農者も安心して参入・定着しやすい



大きな区画で
効率よく農作業

○ 地域計画がないとき

- ・地域で守るべき農地を中の人も外の人も認識できない
- ・農地の団地化が望めないので、担い手が引き受けられない
- ・受け入れる姿勢が見えないので、新規就農者が参入しづらい



営農環境が悪化
農村環境の消滅

補助率2／3
上限30万円

猪名川町危険木伐採支援事業補助金

危険木伐採等の費用を補助します

1 事業の概要

住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護するため、町内の危険木の伐採等を行うものに対し、費用の一部を補助します。

2 対象となる危険木

森林法第2条第1項に規定する森林内にある胸高直径20cm以上かつ樹高5m以上で、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある住宅その他の建物等に損害を与えるおそれのある樹木をいいます。

3 補助金の交付対象者

補助金の交付対象者は、以下に掲げる者とします。

- (1) 危険木を所有する者
- (2) 危険木の倒木により被害を受けるおそれのある住宅等の所有者又は管理者で、危険木を所有する者から事業実施の承諾を受けている者に限ります。

※ただし、(1)と(2)が同一若しくは生計が同一である場合は対象外とします。

4 補助金の対象経費

危険木の伐採等（ただし、伐根は除く。）に要する経費とします。

5 補助金の額等

対象経費の3分の2以内で、30万円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

※ただし、予算で定めた額の範囲内となります。

※補助金の交付は、1人（その生計同一者を含む）につき1年度内において1回限りとします。

6 事業の流れ

事業実施前にご相談ください！

事業実施後は、申請を受付できませんのでご注意ください

- (1) 農業環境課に連絡
- (2) 伐採事業者への相談・見積
- (3) 町へ「補助金交付申請書」を提出
- (4) 町より交付決定通知書を送付
- (5) 伐採請負契約・工事着手（伐採届が必要な場合は最短30日後になります。）
- (6) 伐採完了後に町へ「実績報告書」「補助金請求書」を提出
- (7) 町より補助金交付

問い合わせ・お申込み

猪名川町役場農業環境課 森林・里山担当

電話：072-766-8709

メール：nougyo@town.inagawa.lg.jp

有害鳥獣被害対策について

猪名川町では、シカ・イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害の発生防止や軽減を目的として、以下の制度を設けています。

1. 資材購入費の助成事業

有害鳥獣による被害対策に使用する資材を購入する個人、法人、農会を対象に、次のような助成制度を設けています。

(1) 鳥獣被害防止柵購入助成

対象者	<ul style="list-style-type: none">町内に住所を有し、農業を営む個人又は法人現に農作物被害を受けている、又は受ける恐れがある者同一年度に本人又は同一世帯員が、この補助金を受けていないこと過去8年以内に同一農地で本事業又は国・県等の補助を受けていないこと町税の滞納がないこと
対象経費	<ul style="list-style-type: none">電気柵、ネット柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵の購入に要する経費
補助金額	<ul style="list-style-type: none">購入費用（税抜き）の1／2以内で、上限額は次の区分のとおり ①個人で、生産した農作物をJA 兵庫六甲、道の駅いながわ等へ出荷している（予定含む）もの：5万円 ②①以外の個人で、自己所有農地で営農するもの：3万円 ③法人：10万円
申請手続き	<ul style="list-style-type: none">資材購入前に、農業環境課窓口へ申請書（必要書類添付）を提出
申請受付開始	<ul style="list-style-type: none">4月1日から受付中（予算に達し次第終了）

(2) 箱わな購入助成

対象者	<ul style="list-style-type: none">各地区農会
対象経費	<ul style="list-style-type: none">シカ・イノシシ用の箱わなの購入に要する経費
補助金額	<ul style="list-style-type: none">購入費用（税抜き）の1／2以内。上限5万円
申請手続き	<ul style="list-style-type: none">箱わな購入前に、農業環境課窓口へ申請書（必要書類添付）を提出
申請受付開始	<ul style="list-style-type: none">4月1日から受付中（予算に達し次第終了）

2. 有害鳥獣の捕獲

(1) 鳥獣被害対策実施隊による捕獲

有害鳥獣の捕獲には、狩猟免許や町の捕獲許可が必要で、たとえ被害にあい困っていても、資格のない人がむやみに捕獲することはできません。猪名川町では「猪名川町鳥獣被害対策実施隊」を組織しており、農会から申請があると町から指示を出し、銃猟・わな猟の方法によりイノシシやシカの捕獲を行います。

捕獲を希望される場合は、各地区の農会長から農業環境課へ申請が必要ですので、詳しくはご相談ください。

また、有害鳥獣による農作物被害を更に低減することを目的に、新たに「くくりわな」による捕獲が可能となりました。

わな設置の看板（標識）や「わな」がある場所には近づかないよう気をつけてください。

(2) イノシシ、シカ捕獲用の「箱わな」、「囲いわな」の貸出し

町で所有しているイノシシ、シカ捕獲用の「箱わな」や「囲いわな」を、農会からの申請により貸出しています。農会で町から箱わな等を借り、(1) の捕獲申請をしていただく事で、わな免許所持者がいない農会でも実施隊員による捕獲活動が可能となります。貸出しを希望される農会は、農業環境課までご相談ください。なお、箱わな等の貸出し・使用に係る役割分担として、地元農会の皆様には次の事項のとおりご協力をお願いいたします。

農会の役割	<ul style="list-style-type: none">・設置する場所の地権者との調整・設置の補助（仕掛けのセットは除く）・箱わな等設置後の餌付けと見回り・捕獲できた時の実施隊員への連絡 など
実施隊員の役割	<ul style="list-style-type: none">・わなの仕掛けのセット・捕獲した個体の処分 など
貸出対象	<ul style="list-style-type: none">・農会又は自治会
貸出期間	<ul style="list-style-type: none">・原則6ヶ月以内（※希望が重複する場合は一旦返却等の調整をお願いする場合があります。）
貸出数量	<ul style="list-style-type: none">・1農会等につき、原則1基まで（※転貸不可）
わなの大きさの目安 (組み立て後)	<p>(箱わな) 幅 1.00m×奥行 2.00m×高さ 1.00m (囲いわな) 幅 4.00m×奥行 4.00m×高さ 2.13m</p> <p>※借用の際は軽トラック等の車両をご用意ください。</p>

(3) アライグマ、ヌートリア捕獲用の捕獲箱の貸出し

特定外来生物であるアライグマ、ヌートリアによる農作物被害を減少させるため、捕獲箱の貸出しを行っています。貸出しを希望される場合は、農業環境課までご相談ください。

対象者	貸出台数	貸出期間	留意事項
自治会・農会	2基まで	3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> 返却期日は厳守してください。 期間の延長は、再度申請が必要です。(箱わなの在庫が少ない場合は延長できない場合があります。) 捕獲できたら農業環境課までご連絡ください。
個人	1基	1ヶ月	

3. 年度別捕獲実績

年 度	アライグマ	ヌートリア	シカ	イノシシ	合 計
H25 年度	88	10	14	9	121
H26 年度	131	18	34	37	220
H27 年度	52	3	55	50	160
H28 年度	52	5	59	59	175
H29 年度	109	26	73	63	271
H30 年度	122	7	92	144	365
R元年度	67	0	89	73	229
R2 年度	157	0	94	114	365
R3 年度	132	1	130	38	301
R4 年度	106	1	95	25	227
R5 年度	153	7	106	64	330

令和6年度 阪神農業改良普及センターの活動体制

(1) 職員

所属課名及び職名	氏 名	指導項目	業務担当
所長	高松 雅一	野菜	総括
地域・経営課長	亀喜 淳一	畜産	普及企画、農村整備、農業公害・災害、鳥獣害
農政専門員	村上 義勝	花き	新規就農相談、認定新規就農者、PPV対策
普及主査	中島 剛	畜産、農業経営	宝塚市、制度資金、認定農業者
普及主査	川上 信二	果樹、主作・農業機械	三田市、集落営農推進
普及主査	駒崎 智亮	野菜	尼崎市、西宮市
主任	二階堂 悠憲	果樹	川西市、植物防疫
主任	高橋 寛之	野菜	猪名川町
副主任	佐野 翔平	花き	伊丹市、芦屋市、青年農業者、土壤測定診断、スマート農業
主事	玉置 幹	野菜	
主事	黒田 瑞希	野菜	環境創造型農業・有機農業
主事	藤本 一輝	農産物活用、茶	男女共同参画、農村女性起業、情報・ネットワーク
県政推進員	神山 愛子		事務補助

(2) プロジェクトチーム

課題名：生産から消費を結ぶ新たな仕組みづくり

対象名：黒大豆枝豆生産者（三田市）

担当課名：地域・経営課

チーフ	チーム員	指導項目	所属（課）名
玉置 幹	川上 信二	果樹、主作・農業機械	地域・経営課
	高橋 寛之	野菜	地域・経営課
	玉置 幹	野菜	地域・経営課
	黒田 瑞希	野菜	地域・経営課
	藤本 一輝	農産物活用、茶	地域・経営課

